

民法の一部改正の概要と若干の資料

小野 幸 二

- 一 はじめに
- 二 特別養子制度の新設
- 三 普通養子制度の改正
- 四 子の氏の変更
- 五 若干の資料

一 はじめに

昭和五七年九月以来、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会（加藤二郎部会長）身分法小委員会において、養子制度の全般的な見直しのための検討作業が行われていたが、昭和六〇年十一月に「養子制度の改正に関する

中間試案」が公表され、各界の意見照会を経て、昭和六二年一月二七日「民法の一部を改正する法律案要綱案」が決定されて同年二月二六日法制審議会（承認）より法務大臣への答申がなされた。これにもとづき同年三月二六日「民法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日閣法第八一号をもって第一〇八回国会（通常国会）に提出され、今臨時国会において成立し、昭和六三年一月一日から施行されることになった。

この民法等の一部改正の趣旨は、養子制度の充実などをはかるため、従来の養子制度のほかに、子の利益のためと

くに必要がある場合に、家庭裁判所が、審判により、養父母との間に実の親子と同様な強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、あわせて親族関係の変更に伴う氏の変更に関する規定を整備するなどの目的から、民法、家事審判法および戸籍法の一部を改正したものである（法律案提案理由参照）。今回の民法改正の大きな柱は、特別養子制度の新設と現行養子制度（普通養子制度）の改正である。以下、この二点を中心に概要のみを紹介する（改正に関する詳細は、加藤一郎「養子制度の改正問題と外国法」ジュリスト七八二号一四頁、大森政輔「法制審議会民法部会身分法小委員会における養子制度の検討について」民事月報三八巻五号三頁以下、同戸籍時報三〇四号・三〇五号、米倉明「特別養子と戸籍」戸籍五〇〇号五頁以下、川井健「養子縁組制度について」戸籍五〇三号三頁以下、永井紀昭「養子制度の改正に関する中間試案について」(1)〜(5)「戸籍五〇四号〜五〇八号、土屋文昭「『養子制度の改正に関する中間試案』に対する各界意見の概要」戸籍五一〇号一四頁以下、特別養子制度の問題点につい

ては、中川高男「小野幸二」対談 新設される特別養子制度の問題点を語る」法令ニュース四七一号一六頁以下、同・戸籍五二二号一五頁以下五二三号一〇頁以下参照。改正（養子）法を解説したものに、中川高男「養子法制の新展開」法学セミナー三八九号一四頁以下、石川稔「改正養子法（案）の解説（上）（下）」法学教室八一号八四頁以下八二号九二頁、小野幸二「緊急特集、民法はどう改正されたか―特別養子制度の新設と普通養子制度の改正の要点」受験新報昭和六二年一〇月号二七頁、特集・特別養子（細川清、米倉明、菊田昇、鈴木政夫）ジュリスト八九四号四四頁以下がある）。

二 特別養子制度の新設

1 特別養子制度の概要

特別養子制度の要点はつぎのとおりである。第一に、特別養子縁組は、家庭裁判所が審判によって成立させることができるものとし、その審判は養親となるべき者の請求にもとづいてするものとした。そして、家庭裁判所は審判に先立ち、養親となる者が養子となるべき者を監護養育する

状況を観察してこれを決すべきものとした。

第二に、特別養子縁組の実質的要件は、実親による監護が著しく困難または不相当であるなどの特別の事情のある子について、その利益のためとくに必要があるときに限るものとし、原則として養子となる者が六歳未満であること、養親となるべき者が二五歳以上の夫婦であること、および実親の同意があることを要するものとしているが、いずれも若干の例外が認められている。

第三に、縁組の成立によって、養子は養親の嫡出子の地位を取得するとともに、養子と実方の親族との親族関係は、婚姻障害を除き終了するものとした。

第四に、離縁は原則としてこれを許さないものとしているが、養親に養子の利益を著しく害する事由があり、実親が相当の監護をすることができるときは、家庭裁判所は実親などの請求にもとづき、審判により離縁をさせることができるものとし、離縁により養子と実親との親族関係が従前に復するものとした。

2 特別養子の要件

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

(1) 年齢要件 特別養子は、縁組の請求のときに六歳未満の者でなければならぬ（八一七条の五）。これは特別養子となりうる者の最高年齢を定めたもので、小学校の就学義務年齢が一応の基準とされたものであるが、例外として、その者が八歳未満で六歳未満時から里親などにより継続して監護養育されてきた場合にはなお養子となりうる（同条但書）。

(2) 要保護要件 特別養子は、父母による監護が著しく困難または不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のためとくに必要があると認めるときに限り認められる（八一七条の七）。特別養子縁組は、特別の事情があり、かつ子の利益のためとくに必要がある場合に限り成立させることができることとしたものである。この要件は、中間試案の本案では存在せず、そうした事情は家庭裁判所の判断に委ねることとされていたが、社会福祉関係団体や学界の一部で、制度の趣旨・目的を明確にすべきであり、実親子関係の断絶という強力な効果を認めるべきであり、強制養子となりうる者は要保護性のある者に限定す

べきであるとの意見が出され、小委員会での連れ子養子や親族養子をどの程度認めるか、などの議論とも相俟って右のような形に落ち着いたものようである。

3 養親の要件

(1) 夫婦共同縁組 養親となる者は、配偶者のある者でなければならず、夫婦は共同で養親となる（八一七条の三）。これは、配偶者のない者は特別養子の養親となることができず、また特別養子については原則として夫婦は共同で養親となることを要することとしたものである。養子の

の養育という制度目的からすれば夫婦共同の縁組が望ましいというのが立法理由である。単独者が養子をするときは普通養子によることとなる。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出子の養親となる場合は夫婦共同縁組でなくともいい（同条但書）。これはいわゆる連れ子を養子とすることを認めたもので、夫婦の一方の非嫡出子を養子とする場合はやはり夫婦共同縁組が必要である。

(2) 養親の年齢 養親となる者は、二五歳以上でなければならぬ。ただし、夫婦の一方が二五歳未満でもその

者が二〇歳以上であればよい（八一七条の四）。特別養子の養親となりうる者の最低年齢を定めたものである。未成年者縁は、本来組子の健全な成長に資するための制度であり、養親は十分な監護養育能力を有することを必要とするから、養親となる者の年齢を原則として二五歳以上とした。養親の最高年齢の制限や養親子間の最高および最低の年齢差（後者は改正法ではほぼ二〇歳の自然差が出る）はとくに規定されなかった。

4 特別養子縁組の方式・手続

(1) 特別養子縁組の成立 特別養子縁組は、八一七条の三から八一七条の七までに定める要件があるとき、養親となる者の請求により、家庭裁判所の審判により成立する。この請求には、未成年者を養子とする縁組および後見人が被後見人を養子とする縁組について必要とされる家庭裁判所の許可は不要である（八一七条の二）。これは普通養子縁組が養親子間の契約として届出によって成立するのと異なり、家庭裁判所の審判（家事審判法九条一項甲類八号の二）によって成立することを定めたものである。外国で

は、裁判所または行政庁の養子決定により縁組が成立するものとする国家宣言型の縁組方式をとっている法制が多いが、わが国でも特別養子縁組が実親との法律関係を消滅させる効果を伴うこともあって、この方式を採用したものである。

(2) 特別養子縁組の請求権者 請求権者は養親となる者である（八一七条の二）。

縁組の請求は、養親となる者と実父母が共同で行うとする意見もあったが、これは実際上困難であるので、実父母については同意権を確保し、請求は養親となる者がするものとしたのである。中間試案では縁組の申立ては、原則として児童相談所の養子斡旋手続を経る必要があったが、改正要綱の段階で、縁組の成立には六箇月以上の期間の監護状況が考慮されることになり、斡旋手続の前置は削除された。

(3) 同意権者 縁組の成立には、原則として養子となる者の父母の同意がなければならない。例外として父母がその意思を表示することができない場合または父母による

虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合には同意は不要である（八一七条の六）。

同意権者は、中間試案では父母、後見人および父母の法定代理人となっていたが、改正要綱では単に父母となった。

これは、「父母の同意」は実親子関係の消滅を来すものであるから、父母だけの同意で十分であって、父母がいなくても子は福祉の立場から家庭裁判所が縁組の許否を判断すればよいとするものである。ここに「父母」とは、実父母のみならず養親たる父母も含まれる。また親権の有無も問わない。

なお、本条但書は、今日子どもの福祉が強調され、親による子の虐待・遺棄・放任が増加している現状から妥当な立法と考えられる。しかし、この場合における父母の同意不要は親子関係を切断することを意味し、その効果は親権喪失宣告よりは強大であるから、「養子となる者の利益を著しく害する事由」は厳格に解する必要がある。

(4) 考慮すべき事情など 縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状

況を考慮しなければならぬ（八一七条の八第一項）。これはいわゆる試験養育としての意味をもつものである。試験養育は、本来、予定される養親子関係が将来にわたり適合し、安定した家庭環境の中で養子の健全な成長が期待されるかどうかを調査し、予測するために必要とされるものである。中間試案では、家庭裁判所は原則として相当期間の試験養育を経た後審判するとなっていたが、行政機関の裁量行為によって審判の効力が影響をうけるのは問題であることなどから、審判の要件としては削除された。

本条の試験養育の期間は、縁組の請求の時から起算するが、その請求前すでに監護がなされ、その状況が明らかであるときは、右の期間はかならずしも必要ではない（同条二項）。たとえば、里親が里子を特別養子とするような場合がこれにあたる。

5 特別養子縁組の効果

(1) 養親およびその親族との関係 特別養子は、縁組の成立の時から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親およびその親族との間に親子関係、親族関係が生じる。これ

は、現行普通養子の場合と同じである。

(2) 父母およびその親族との関係 特別養子と実方の父母およびその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、八一七条の三第二項但害に規定されている夫婦の一方の嫡出子を他方が特別養子とする場合には、夫婦の一方である実親との親子関係およびその実親の血族との親族関係は終了しない（八一七条の七）。本条により実親およびその親族との血族関係が終了した場合でも、近親婚の制限は存続する（七三四条二項、七三五条後段）。また、特別養子はあくまで養子であって実子ではないから養親の実子との婚姻は禁止されない。

特別養子縁組の制度を設けた理由のうち、もっとも重要な点は、「未成年者縁組においては、諸般の事情から、実親子関係を消滅させ、養親子関係のみが法的に認知された唯一の親子関係であるとして取り扱うことによって、養親子間の緊密な関係を維持し、心理的な安定を確保することが可能となり、ひいては養子の健全な成長に資する」というにあるから、本条は特別養子縁組でもっとも特徴的な効

果である。普通養子は、縁組後も実方との法律関係は存続し、相続、扶養に関しても実方と養方との関係が併存するが、特別養子はこの関係が切れるので、断絶養子ともいわれる。しかし、この断絶は養子の出生に遡及せず、したがって「実子の特例」を作るものではないから、実子特例法の制定を期待していた人々にどれだけ満足を与えられるのか、また「藁の上からの養子」を希望する人々にどれだけ応えられることになるか、疑問なしとしない。

(3) 戸籍の記載 特別養子縁組の届出（養親は審判確定の日から一〇日以内に届出る。戸籍法六八条の二）があったときは、養子が養親の戸籍に在るとき（配偶者の連れ子を養子としたときなど）を除いて、まず実親の本籍地に養親の氏で新戸籍（A）を編製した上（同法二〇条の三、三〇条三項）、ただちにA戸籍から養親の戸籍（C）に養子を入籍させる（同法一八条三項）。養親の戸籍では、養親の身分事項欄に縁組事項を記載せず（しかし、「民法八一七条の二による裁判確定」が記載されるので、縁組の成立は間接的に判明するが、これは民法の理念に対する戸籍法の限界を示す一例である）、特別

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

養子の父母欄には養父母の氏名を記載して実父母の氏名を記載せず、父母との続柄欄には実子と同様に、「長男（女）」、「二男（女）」などと記載される。このように戸籍上は実子に近い記載がなされるので、その社会的意義は大きいといえよう。また、A戸籍とC戸籍との中間に、養親の氏で養子の単独戸籍（B）が編製され、これによってCからB、BからA戸籍へたどることができるので、特別養子は自己のルーツを知ることができ、また近親婚の防止をはかることもできる（前掲中川Ⅱ小野対談・戸籍五二三号二一頁、同五二三号三四頁中川発言および後掲「特別養子の戸籍の取扱いの概要」参照）。

6 離 縁

(1) 離縁の要件 離縁は、養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があり、かつ実父母が相当の監護をすることができるときにおいて、養子の利益のためとくに必要があると認めるとき、家庭裁判所の審判によってのみなされる（八一七条の一〇第一項）。したがって、協議離縁または訴訟による離縁はすることができ

ない(同条第二項)。養子の完全嫡出子化の制度目的から、原則として離縁は認めない趣旨である。中間試案では、離縁を禁止し、ただ厳格な要件の下で家庭裁判所の審判による「縁組の廃止」を認めていたが、改正要綱において本条のように改められた。

(2) 離縁の効果 (ア)養親およびその親族との関係 離縁の審判のあった時から、特別養子と養親およびその親族との間の法律関係は終了する(七二九条)。

(イ)実父母およびその親族との関係 離縁の審判のあった時から、それまで消滅していた特別養子と実父母およびその親族との法律関係は回復する(八一七条の二)。したがってその子は実親の氏へ復氏し(八一六条)、実親の戸籍へ復籍(戸籍法一九条一項)することになる。

三 現行養子制度(普通養子制度)の改正

1 改正の概要

現行養子制度(普通養子制度)改正の要点はつぎのとおりである。

第一に、現行法(便宜上改正前の法律をこのように呼ぶこととする)においては、夫婦はかならず共同で縁組をしなければならぬものとされていたが、これが改められて、養子が未成年者である場合を除き、夫婦の一方でも、配偶者の同意をえて、単独で縁組をすることができるものとした。

第二に、現行法においては、一五歳未満の子について、離婚などの際親権者でない父母の一方が子の監護者とされているときでも、親権者は監護者の意思にかかわらず、その子の縁組の承諾をなしうるものとされているが、これを改め、そのような場合には子の監護者の同意をえなければならぬものとした。

第三に、子がその氏を父母の氏に変更するに当って家庭裁判所の許可を要しない場合を認めるとともに(七九一条二項新設)、縁組後七年を経過した後に離縁をしたときは、養子は、戸籍の届出によって離婚後も養親の氏を称することができるとするなど、親族関係の変更などに伴う氏の変更について、規定を整備した(法律案提案理由参照)。

2 養子縁組の要件

(1) 夫婦共同縁組の要件緩和 現行法においては、夫婦はかならず共同で縁組をしなければならないとされているのを、未成年者を養子とする場合を除き、夫婦の一方は単独で縁組をすることができるとに改められた(七九五条)。これまでの学説、判例に沿った改正である。未成年者を養子とする場合、夫婦共同縁組の原則が維持されているのは、子の福祉のためという養子制度の理念および普通の親子関係の在り方にかんがみ、原則的には双方がそろって養親となるほうが望ましい、との判断によるものである。例外として単独縁組が許される場合は、配偶者の嫡出子を養子とする場合または配偶者の表意不能の場合であるが(同条但書)、これも従来の批判を考慮したものである。夫婦の一方が単独で縁組をするには、養親となる場合でも、養子となる場合でも、原則として他の一方の同意をえなければならぬ(七九六条)。これは配偶者のある者が養子縁組をする場合について、現行法の共同性の要件がはずされたので、その代わり配偶者の同意を要することを要件

としたもの。配偶者は縁組によって相続や扶養などで大きな影響を受けるので、この同意を要件とすることによりその利益を守る趣旨である。この同意権を保証するため配偶者には縁組の取消権が認められている(八〇六条の二)。

(2) 代諾縁組の場合の監護者の同意 法定代理人が養子となる者に代わって縁組の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意をえなければならない(七九七条二項)。これは、離婚後親権者でない父または母が親権者変更の申立てを家庭裁判所にした場合、親権者である父または母が、もっぱら親権者変更を回避する目的で一五歳未満の子について縁組を成立させ、結果として親権者変更の申立てを無意味なものにしてしまう例などがみられたので、父母である監護権者の同意を要求し、これらの縁組を防止するとともに、監護権者の利益保護をはかったものである。改正法はこの同意権を保証するために監護権者に縁組の取消権を与えている(八〇六条の三)。

3 縁組後の養子の氏

養子は養親の氏を称するが（八一〇条）、改正法はこれに但書を付け、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでないと規定した。これは、七九五条の改正に伴い、養子は養親の氏を称するとの原則と夫婦は婚姻の際に定める夫または妻の氏を称するとの原則が競合する場合には、夫婦同氏の原則が優先することを定めたものである。

4 離 縁

(1) 死後離縁 八一一条六項の「養親」を「縁組の当事者の一方」に、「養子」を「生存当事者」に改め、養子の死亡後の養親からの死後離縁を認めることとしたものである。

(2) 夫婦共同離縁 改正法は八一一条の二を新設し、養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならぬ、ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない、と規定する。これは、養親が夫婦である場合において未成年者の養子と離縁をするには、原則として夫婦が

共同して離縁をすべきことを定めたものである。配偶者のある者が未成年者の養親となる場合には、夫婦は共同で縁組をしなければならぬが（七九五条）、離縁をつねに単独で各別に行うことができるものとすれば、夫婦が共同縁組をした直後に、その一方と養子とが協議離縁をすることにより、単独縁組をしたのと変わりがなくなることになり、共同縁組の原則を潜脱する結果を認めることとなるからである。

(3) 裁判離縁 現行法八一四条一項二号の「養子」を「他の一方」に改め、養親の生死が三年以上不明な場合をも裁判上の離縁の原因としたものである。この改正も学説の批判に応えたものである。

(4) 離縁後の養子の氏 現行法八一六条は、離縁による養子の復氏を規定しているが、改正法はこれに但書を新設し、夫婦共同縁組をした養親の一方のみと離縁をした場合には、養子は縁組前の氏に復しないことを定めた。さらに、同条に二項を新設し、養子は、離縁の際に称していた氏を離縁後も引き続き称することができる旨規定した。これは、離婚後の婚氏続称（七六七条二項）に倣ったも

のであるが、ただこの場合と異なり、氏の変更許可手続（戸籍法一〇七条）を回避する目的で、縁組をした後直ちに離縁して養親の氏を続称するというような濫用を防止するために、続称ができるのは、縁組後七年を経過した養子が離縁をした場合に限るとした。

四 子の氏の変更

改正法は、七九一条に二項を新設し、父または母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる、と規定した。これは、子が婚姻中の父母の氏を称するには、子の氏の変更により父母と氏を異にする場合を除き、家庭裁判所の許可を要しないこととしたものである。七九一条一項は、子が父または母と氏を異にする場合には、家庭裁判所の許可をえて、その父または母の氏を称することができるとしているが、この規定については従来から批判があり、一定の場合には家庭裁判

所の審判をまたないで届出により、子が父または母の氏を称することを認めるべきではないか、との議論があった。たとえば、父母が共同縁組により養子となり、その養親の氏によって新戸籍が編製された場合、縁組前に出生して父母と同籍していた子は、父母の養親の氏を称するものではないから、父母の新戸籍に入籍せず、従前の戸籍に残されることになるから、父母の新戸籍に入籍するためには、七九一条一項により、家庭裁判所の許可を受けなければならぬ。また、養子である父母が離縁して新戸籍が編製された場合、縁組後に出生して同籍していた子は、従前の戸籍にとどまることになるから、父母の復氏後の氏を称して新戸籍に入るには、やはり七九一条一項により家庭裁判所の許可を必要とすることになる。このように、父母の氏の変更により、それまで父母と同じ氏であった子が父母と氏を異にするに至った場合には、家庭裁判所の審判を経ないで届出のみにより子の氏を父母の新しい氏に変更することを認めても別段問題は生じないから、本条のように改正されたものである（中間試案参照）。

五 若干の資料

以下の資料は、「民法等の一部を改正する法律案関係資料」として、法務省より国会に提出されたものである（第一〇九回国会参議院法務委員会会議録および養子制度の改正に関する中間試案を除く）。民法改正の内容を検討する場合の参考になると思われるので、ここに紹介することにした。

1 第一〇九回国会参議院法務委員会会議録（昭和六二年九月三日）

千葉景子君　今回の民法等の一部を改正する法律案でございませうけれども、これは普通ちょっと受け取ったところは、中心としては特別養子の制度、これが中心になっているようにございませうけれども、その他養子制度についても見直しがなされているという観点もございませうので、まず養子制度全体について若干お尋ねをしてみたいというふうに思います。

まず、養子制度といえますのは、基本的に一体どういう位置づけ、どういう趣旨、目的、こういうものであるの

か、これを基本としてまずお尋ねしたいんです。

政府委員（千種秀夫君）　親族法の中で、養子制度というものは長い歴史がございまして、起源はローマ、ギリシャというところに淵源があるわけでございます。昔の養子制度というのは家族あるいは家という時代もございましてしょうが、そういうものの承継者を得るということから発生したようでございます。外国語でアドプションという言葉が使われておりますが、その意味も日本の養子という意味ではなくて承継するというような意味が含まれてるわけでございます。そういうものが今世紀に至るまでずっと長い歴史をもって発展してきたようでございませう。日本の民法ももとは中国大陸から来ているわけでございますが、中国の養子という制度もやはり後継者を得るというような趣旨が入っていたようでございます。そういう意味におきましては、養子というのは子供のためよりも親のためと申しますか、家のためと申しますか、歴史の中ではそういう位置づけがされてきたように思われます。

これが最近の、特に近代国家になって、それも百年もた

っておるわけでございますけれども、その時期になりました。子供というものを独立した人格の対象者として考えるような考え方、個人主義の考え方、こういう時代になってまいりますと、家のためとか親のためとかいう養子ではなくて、子供のための養子、こういうような考え方がだんだんと浸透してまいりました。現在私どもの民法の中にある養子制度あるいは諸外国でやっておる養子制度というのは、どちらかというところと親のためというか、家のためから子供のための養子、こういうふうに変わってきているようでございます。ヨーロッパ諸国の養子制度の本流というのは子のため、子の利益、子の福祉のための養子制度、こういう形になってきております。

そこで、我が民法の現行法はどうかと言われますと、これはまだその中間的な要素がかなりございまして、両方の面があると言えらると思ひます。また、ここで提案してあります特別養子というのは、そういう意味では子の福祉のためを標榜しておるわけでございます。一歩前進しておる、こういう位置づけになるかと思ひます。

千葉景子君　よくわかりました。現在、近代といひますか、我が国の養子制度も基本的には子供の幸せのためということが基本だというふうにも考へております。

ところが、かなり実態といひますか、これはなかなかわかりにくいところですからけれども、数字です、例えば、養子の形態がどういふものであるとか、そういういろいろな統計などを見ますと、必ずしもその実態は子供の幸せのためという理念が浸透している、生かされているとは思われない面があるんですが、そのあたりはいかががでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

御指摘のとおりでございます。

して、私どもは養子の統計は届け出数によってとりあえず見ておるわけでございますが、戸籍の届け出で養子とわかるものの中の年齢別で、成人の養子は三分の二を占めております。年間今九万件ぐらゐの養子の届け出があるわけでございます。その三分の二は成人の養子でございます。そういうことを考えますと、やはり子供のための養子というイメージは余りわからないわけでございます。

しかし、一面におきまして、これは戦後ずっと今日まで

の長い経過の中で見ておきますと、親を失った子供でございませうか、いろいろな関係で生まれてきた子供で、子供を監護養育する家庭なり親がいらないという恵まれない子供だんだんとふえてきております。これは昔からあったことかもしれないのでございませうけれども、静的な社会で、例えば農村部などで考えられますと、その身内の者が引き取ってしかるべく養育をしておったというようなことで表に出なかったものもかなりあるだろうと思います。

それが特に表に出てきましたというのは、都会生活の中で親類縁者等割合に薄い縁の中で暮らしておりますと、子供自身を社会が見てやらなければならぬ、そういう事態がかなり進行してまいりまして、みんなの意識の中にそういう問題がだんだんとあらわれてきた。そういう意味から、実態がどのぐらい変わったということは必ずしも正確に把握はできないのでございますが、想像の域を出ないのでございますが、少なくとも皆様の意識の中にはそういうことがだんだんと顕著になってきた、そういう変化はあるかと思えます。

千葉景子君 実態といたしましては推測の域はなかなか出ないわけですが、まだまだ養子制度の理念が十分に国民の中に浸透していないという懸念もあるかと思っておりますね。

こういう中で、今回特別養子制度というものがつくられるということになります。これにつきましては、この制度の理念、それから目的、これがこれまでのいわゆる一般的な養子制度とどのように違うのか、あるいは同じなのか、それを一歩進めたものであるのか、その辺の基本的な問題を若干お答えいただきたいと思えます。

政府委員（千種秀夫君） 先ほどから先生の御指摘にございますように、子供のための養子、子の福利のための養子、こういうものは少なくとも、ヨーロッパのように国が、国土が戦場と化して戦争孤児が非常に多くなった、こういう社会においては非常に顕著にあらわれてきておりまして、そういう外国の諸制度の発展あるいは議論というものが私ども日本の国にもかなり強い影響を及ぼしてきております。少なくとも専門家の間にはそういう意識がかなり

強まっております。

私どもがこういう問題を初めて問題といたしましたのが昭和の三十年代でございまして、御存じのように、法制審議会で当初そういう問題を提案したのが三十一、二年のことでございます。仮決定及び留保事項という中に載せられておるのが昭和三十四年のことでございますから、そのころからこの特別養子というものは一つの形をもって提案されてきたわけでございます。

それが、長々と今日まで実らなかったのは、仰せのとおり、国民の意識がそこまで高まっていなかったという証拠かもしれないのでございますが、しかし、それが三十年代、四十年代、さらに五十年代と、大きく分けますとその段階に分けていろいろな議論を通じてここまで実ってきた、その過程においてそれぞれの分野において議論がなされ、それが大方の意見として結晶してきた、そういう経過からいたしますと、子供のための養子ということは国民全体の中にもかなり理解され、また受け入れられてきたのではないか、そういう認識を持っております。

民法の一部改正の概要と若干の資料(小野)

千葉景子君 私なども、この特別養子の制度が出るまで余り頭の中に思い浮かばなかったこともありまして、普通、国民の中でどれほど養子の本来的な意義が定着してきたのかというのは若干疑問があるんですけども、今回、こういう時期になりました、その間の議論の経過はございませうけれども、法案を提出されるということになった何か特別な経緯とか理由とかはございますんでしょうか。

政府委員(千種秀夫君)

特にその提案の必要性とい

うか、理由は何かということになるうかと思いますが、その説明を申し上げる前に、何かこの需要といえますか、どういふ必要があつてこういう制度が生まれたか、こういう点を申し上げた方が御理解が得やすいのではないかと思つてます。

先ほど申し上げましたように、ヨーロッパのように国土が戦場になり、戦争孤児がたくさんできる、家庭を必要としている子供が多いという国ではそういうことがかなり顕著に目に見えてわかつてまいります、日本の場合、一部沖縄のようなところは除きまして、国土が戦場と化したと

いうことがそれほどなかった、空襲などもございましたけれども、農村地帯においてはある程度そういうことがございません。そういうことから余りその問題が真剣に取り上げられなかった。あるいはテーマとして取り上げられても議論百出でなかなか意見の一致を見なかった、そういう事実がございます。

ところが、だんだんと都会の生活というものが大きな部分を占めてまいります中にいろいろな監護、養育を必要とする子供がふえてまいりまして、具体的には児童福祉施設に入っておる子供でございますとか、それからこれは四十年代の終わりでございますが菊田医師の事件があつて、妊娠中絶をするよりは生まれた方がいいということで、子供の人權、子供の生命という観点から、中絶をしないかわりにその生まれた子供はよそに実子としてくれてやる、こういうような問題が出てまいりまして、これは社会問題と同じに一つの法律問題として議論をされました。

そういう中でよく考えてみますと、昔から家庭を必要としている子供というものは数少ないがあつたということが

だんだんとわかってまいりました。そこで、五十年代の後半五十七年からこの議論が再度取り上げられたわけがございますが、その時点では、養子制度全体ということでは少し数が少ないけれども、確実にそういう子供は現におる。また、その人たちは自分の親にかわる養親というものを必要としておる、そういう声が非常に高まっております。

そういう意味で、これは先ほど来国民全体に受け入れられるかとか、あるいはそういうことが理解されておるかという点から言いますと、されていない面もありますが、ある一部においてそういう必要が出たということはある程度国民全体に理解されてきたと思うわけでございます。

この法案は、そういう意味で、国民全体の養子としてこういう特別養子という形を必ずしも現在指向しているわけではないのでございまして、とりあえずその必要を感じている人たちのために、そういう子供の利益のために今までの養子制度は一応そのままにして、これと並んで特別養子制度をつくろう、こういう考え方で出てきたものでございます。そういう意味におきましては、この必要性はその限

りでかなり顕著であるということが言えます。

千葉景子君　丁寧な御説明をいただきまして、そういう意味では確かに養子の問題というのは国民全体がこれを利用するというような問題ではございませんで、むしろ一部少数の方の何とか意向を、少しでも門戸を広げようというところがあるかと思えます。そういう意味では非常に画期的な制度でもあろうかというふうに思うんですが、こういう制度をつくられた以上は、やはり養子制度がそもそも子供の幸せのためであるというような点ですね。そしてまた、こういう制度がつくられたということ、こういうことを国民にもよく浸透させるといいますか、理解をしてもらうという必要があるのではないかというふうに思います。そういう意味では、法務省ばかりではなくて、今後家庭裁判所とか児童相談所、こういうところとの協力的体制、あるいは各機関の努力が必要かと思えますけれども、そのあたりについてはどんなように考えていらっしゃいますでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　まことに御指摘のとおりで

ございました、私どももあらゆる機会あらゆる機関を通してこの趣旨を国民全体に徹底したいと考えておりますが、具体的に申しますと、やはり関係機関と申しますと戸籍の届け出という事務と密接に関連しております、これは各市町村が戸籍の事務を取り扱っております関係上、法改正が行われますと直ちに市町村に対してその取り扱い方を定めて伝達するとともに、その趣旨を理解していただくためのいろいろな方法をとります。それを通じて市町村関係の関係者には相当のPRができるだろうと思っております。

それと同時に、これは家庭裁判所審判で行うものがございますから、家庭裁判所にとりましてはかなり直接の仕事でございます、家庭裁判所あるいは裁判所、最高裁判所当局におかれてもいろいろなことを今検討しておられると思います。また、私どもも、今までこれは主として参事官室から法制審議会関係の方々を通じてやってきたことではございますが、法律専門家あるいは福祉施設の関係者、そういう方々にもかなり直接にこの趣旨を伝達したいと思っております。あわせて、これは今までもいろいろな機会に

マスコミ、テレビあるいは新聞、雑誌、こういうものに取り上げていただいておりますが、今後もそういう努力を続けてまいりたいと思っております。

千葉景子君　ぜひ、取り組み方をお願いしたいと思います。

今回のこの特別養子の制度で非常に重要な役割を担うだろうと思われますが、児童相談所ではないかというふうに思われますね。そういう意味で若干児童相談所の関与についてお尋ねしたいと思っておりますが、現在児童相談所を介して一般の養子縁組をなさるといふケースがかなり多いのではないかと、思っていますけれども、そのあたりはいかがでしょう。これは厚生省の方になりますでしょうか。

説明員（田代實君）　児童相談所が養子縁組のあっせんを行う場合に、養子となるべき者に対して少なくとも六カ月以上里親として養育することを指導していただくございます。昭和六十一年度におきまして里親委託を経て養子縁組に至った児童の数というのは三百三人おりま

す。また、六十一年度におきまして児童相談所が養子縁組のあっせんをした児童のうち里親委託を経なかった者の数というのは十三人に上っております。里親委託を経た者の数と合計いたしますと、三百十六人ということになります。

千葉景子君　現在でも、こういう児童相談所を介して、そして里親制度などを經由して養子縁組をなさる方が多いと思えますけれども、これは今後、特別養子の制度ができましたら、やはり児童相談所経由といえますか関与するケースが多いと推測をされますが、その辺はいかがでしょう。

説明員（田代實君）　児童相談所は御案内のとおり保護者がいないなど要保護性のある児童につきまして相談に応じ、必要な指導を行うことを業務としておるわけでございますけれども、指導の結果といたしまして施設入所の措置とか、それから里親への委託とともに特別養子縁組のあっせんも行われる場合があるかと考えております。この場合には適切な縁組がなされるように、また、児童の福祉

が図られるように、普通養子縁組の場合と同様に、原則といたしましては一定期間里親制度にかかわらしめることとしておるわけですが、従来の経験が生きますので、運用面から見ましてもそれほどの困難はないのではな
いかというふうに考えております。また、業務量の点から見ましても、最近の未成年養子縁組数やそれから里親から養子縁組に至った児童の数などから見まして、特別養子縁組を希望する者の数というのは、今のところ不確定な要素はあるもののそれほど多くはないかというふうに考えております。したがって、過重な負担にはならないのではないかと考えております。

そういう意味から児童相談所の現行体制の中で特別養子縁組に対しても十分対応できると考えておりました、なおこれは、特別養子縁組制度発足に当たりまして全国の児童相談所長の意見も伺った結果でございます、いずれにいたしましても当面の実施状況を見守ってまいりたいと考えております。

千葉景子君 今回のこの法案におきましては、中間試

案の段階では児童相談所のあっせんが前置されると。あっせん前置というのが考えられていたようなんですけれども、この法案によりましてはこれが削除され、とりわけ前置ということではなくなったわけですが、これは何か特に理由というものはございますでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 中間試案の段階で児童相談

所のあっせんを建前と考えておりましたのは、御承知のとおり、子供が私的に変なルートであっせんされては困るという不安があったので、したがって、公的なしっかりしたところであっせんをしてもらいたい。そういう気持ちからこういうことが考えられたわけですが、いろいろと中間試案に対する意見を伺っておりますと、そういうことを公的といいますか、いわゆる公益法人などでやっておられるところもあるようでございまして、また、そこではこれからそういうことがだんだんとふえていくような傾向もあるやに思われまして、そうなりますと、ある特定のところだけに申し立て権を独占いたしますことはちょっと要件としてはきつ過ぎるんじゃないか、そういうことか

ら、法文の要件としては外しまして、しかし、実態はその児童相談所あるいはそれに準ずるような公益法人、とにかく身元のしっかりしたところからやっていただきたい。

というのは、外国なんかでもいわゆる幼児の市場ができる 要するに金をとってあっせんする そういうようなことが言われたこともございまして、そういう点ではかなり気をつけなきゃいけないことだと思いますが、児童相談所だけに独占するというのも、民間の信頼できる方々を排除することになってよくないのではないか、そういう理由から削除されたわけでございます。

千葉景子君 具体的にはどういうあっせん機関といいますか、いろいろなルートになるかと思えますけれども、児童相談所以外に公共的といいますか、公益的な何か具体的に考えられているようなケースはございますでしょうか。

説明員(田代實君) 養子縁組の相談があったとき、どのような対応をとってお話かと思えますけれども、児童相談所におきましては、まず二つのケースが考えられるん

ではないかというふうに思っております。

まず一つは、里親が現に養育している児童と養子縁組をする場合。それともう一つは、養子を希望する者が里親でない場合と二つ考えられるのでございますけれども、まず里親が現に養育している児童と養子縁組を希望する相談があった場合には、里親と里子の双方の事情を十分調査いたしまして、その縁組をまとめるように努めているところでございます。また、養子を希望する者が里親でない場合には、児童の福祉を損なうことのないように基本的には一般的に里親になってもらうようとりあえず指導しているわけでございますけれども、しかしその者が里親にならない場合には、里親の場合に準じまして、児童相談所が里子を希望する者の家庭調査及び当該児童の調査を行いまして、相互の適合性を判断した上で家庭裁判所に養子縁組の手続をとるよう指導しているところでございます。

千葉景子君 今回は今回児童相談所のあっせんの前置というものが削除はされているんですけれども、実質上は児童相談所のいろいろな指導が考えられるということかと

思うんですね。ただ、例えばお医者さんであるとか、先ほど菊田医師の問題も出ましたけれども、そういうような形であつせんがなされるとか、一般私人によつてです、そういうこともやはり一応頭に置かれて考えられていらつしやるわけですか。

政府委員（千種秀夫君）　一応頭に置いているつもりでございます。

例えば、最近では交通事故などで不意に両親が亡くなつた、航空機事故もございしますが、そういうこともあるわけでございます、そのときすべてが特別養子とは言えないのですが、そういう場合でもあろうかと思ひます。そういう意味で、どういう事情があるかということがすべて想定されませんので、一応道だけはあけておく、こういうことでございます。

千葉景子君　これは、先ほどお答えがあつたように、児童相談所に限らずほかの形で門戸も開くということなんでしょうか。法律的にも問題点というのは何かあるんでしょうか。削除された理由としまして、あつせん前置がですね。

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

政府委員（千種秀夫君）　これは、児童福祉法でそういう社会福祉事業をする公益法人というものがございまして、そういう法人が認可された上でそういう仕事をしておることも事実なんでございますが、児童相談所以外にそういう公益法人があるということも事実なんでございますが、私どもが手続的に見ます場合に、審判というの是一種もう裁判でございしますが、だれでも裁判を受けられるという、裁判を受ける権利という面からも考えてみた場合に、ある者だけがその権利を独占するような形にするのもよくないのではないか、そういう理論的な配慮もございします。

千葉景子君　現在の社会情勢と、それからその法的な裁判を受ける権利といひますか、そういうものを奪つてはいけないという、そういう法的な側面の両方から多分この前置というものが削除をされたんではないかというふうに思うんですねけれども、この児童相談所が今後のこの特別養子におきましても大変重要な役割を果たしていくだろうというふうに思われますので、ぜひその点の十分な対処をお

願いをしたいというふうに思っております。そして……

政府委員（千種秀夫君）　　ちょっとその点。

その点十分御説明がしてなかったかと思いますが、これは申し立てのところでは規定に盛り込みませんでした、実際の運用といたしましては児童相談所をお願いしなきゃならない分野がかなりございまして、その実効の運用をどうするかということにつきましては、この法案提案前から協議を続けているところでございます。この法案ができました暁には、これは最高裁判所の事務総局家庭局でございますが、そこで審判規則などをつくまして、その規則の中では児童相談所にいろいろ調査をお願いしたり、その施設にいた子供につきましては資料をいただいたり、相協力してその児童の福祉のために調査をする、こういうことになっております。そういう御了解も得ているつもりでございます。

千葉景子君　　それでは、少し個々の要件に關しましてお尋ねしたいというふうに思います。

まず、特別養子につきまして、養子の年齢でございま

す。今回の法案では六歳未満というのが原則となっているわけですけれども、特に六歳未満とされた理由、これを答えたいと思います。

政府委員（千種秀夫君）　　ここに至るまでにはいろい

ろな意見もございまして、未成年全部に及ぼすべきであるという議論ももちろんございましたけれども、特別養子を考えます場合に、なぜそういう制度をつくるのか、またどういう形につくるのか、そういう要件、効果との兼ね合いでいろいろと議論がされて煮詰まってきた経過がござい

す。

特別養子をなぜつくるかということの動機としましては、子供が養子になった場合に、実方と養方といいますが、その二つの法律関係、身分関係が生ずるということが実際は非常に不安定になっておるといふ指摘、批判がございました。やはり子供としましては、特に小さいときは自分の親というものは一緒に住んでいる両親が自分の親である、そういう精神的な安定感というものを持っていないと養育上非常によくないということが指摘されておしま

す。

そういったしますと、いわゆる断絶養子といえますように、実方の方は親子関係を切るのがよい。しかし、切るということは、今までの血縁関係を重んずる身分法の建前からすると非常に抵抗がある。しかし、その抵抗を排してまで切るような事態にならないと特別養子は認められない。そういうことから要件を厳しくし、かつその実効あらしめようとしていきますと、なるだけ年齢は低い方がいい。子供が大きくなりますと、特に学校などへ行きますと社会生活というものが子供にも生まれてまいりますから、やはりいろいろなことで自分は養子であるとか、あるいはこれから親を離れて養子に行けというようなことで抵抗を感じるだろう。したがって、スムーズに自分の養親との間で親子関係を築くということは難しいのではないか。そういうようなことから未就学児童、ということとは満六歳未満、こういうことが必要の基準になりました、要件を絞るかわりに幼児に、幼児というのは学校へ行くまでの六歳未満の子にしよう、こういうことが大方の意見としてまとまったわけ

でございます。

千葉景子君 諸外国の法制などをちょっと調べてみますと、イギリス、西ドイツ、ソ連あたりで十八歳、あるいはフランスですと十五歳ぐらいではないかというふうに思うんですけども、こういうものに比較いたしますと、今の御説明よくわかるんですが、いかにも門戸が狭いと思いますか、という気がしないではないんですが、このあたりはいかがでしょうか。諸外国と日本との国民性とか諸条件、こういうものが大分違うというふうにはやはりとらえられていらっしゃるでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

結論としまして、御指摘の

ように、我が国の情勢が少し違うということになるわけでございますが、一つには、養子制度の発展の過程を見てまいりますと、ヨーロッパでも子供について特別養子を認める場合は幼少のときに限った制度もあったわけでございます。一つの例ですが、イタリアの場合なんかは一九八三年に養子については特別の法律ができて、これは八歳から十八歳、要するに、未成年の最上限まで変えたというよ

うな経緯もございまして、個々の制度を見てまいりますと、昔は小さかったけど、だんだん養子の制度本流になってきて未成年一般に及ぼしたという傾向もあるわけでございます。初めからずっと未成年は特別養子という国も相当あるわけでございますけれども、諸外国の場合、未成年については特別養子が原則と、ほかにあったとしてもそれは成年について特別養子でない普通の養子とか単純養子とかいろいろ言っておりますが、そういう意味で二本立てになっております。

日本の場合は、未成年でも二本立てなんでございますね。成人、未成年を問わず今の現行養子制度というものがありまして、そのほかに特別養子をこの際こしらえるというわけでございますから、特別養子の未成年の中でも六歳未満のところは重複しているわけでございます。そういう意味でかなり絞っても普通の養子制度があるから当面これでいけるんじゃないか、また、そこまで急に変えていいんだろうか、そういうことからかなり絞ったということになります。

千葉景子君　そうなりますと、今後いろいろな情勢の変化とかこの実施状況とか見ながら、年齢なども少し幅を広げていくという可能性もやはり残されていると考えてよろしいわけでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　私ども実はそういうふうな考えております。ただ、身分関係の法律というのはある程度期間を見て観察しませんと、私どもも、国民の意識の変化ということもわかりませんし、子供の成長にも伴って新しいいろいろな問題が出てくるという可能性もございまして、今後の推移を十分見守っていきたいと思っております。

千葉景子君　これについては、例外といいますか、引き続き養育していた場合ですね、それ以前から。その場合には八歳に達するまでは縁組みができるということと逆に今度は八歳まで延びているわけですから、普通ですと、引き続き養育をしていたわけですから、その間に養子縁組みをする時期もあると考えられますから、特に八歳までの例外を設けたということが実益があるのかどうかちよ

つとわからないですが、そのあたりはいかがでしようか。

政府委員（千種秀夫君） 何歳までがいいかというこ

とは非常にやはり難しい、最後は一つの決断なんでございますが、六歳までで切るということがかなり低年齢に抑えたということからもうちょっと上でもいいんじゃないかという御意見がございまして、その低年齢に抑えた趣旨が先ほどのようなこととございまして、そういうおそれがない者は少し延ばしてもいいんじゃないか、こういうことから、前から継続的に養っている場合には少し上でもいい、少しという以上はまあ二つぐらいかなと、こういうようなことから八歳というふうになったのでございます。

千葉景子君 今のお答えからいきますと、今後もかなり柔軟なまた改正等も図っていただけるとは思いませんが、今後もうふうに思います。

次に、いわゆる養父母要件と申しますか、「父母による養子となる者の監護が著しく困難」あるいは「不相当である」あるいは「その他特別の事情」という要件なんです、この「その他特別の事情」というのは例えばどうい

ものが考えられるんでしようか。

政府委員（千種秀夫君） いろいろ考えられると思いま

ので私の考え及ばないところもあるかとは思いますが、議論の中で、一つ考えられるような例といたしまして、これは養子をさらに特別養子にするということが考えられるわけと申します。要するに、新しい制度ができたから新しい特別養子にしよう、そう申しますと、養親のところに子供がいるわけですから、それは養父母要件は、要するに保護の要件は欠けていないんですね、親が養っている以上はちゃんと養っているわけなんでございまして。そういう場合、特別養子の方がいいということになりますと、この前段の要件にかからないものですから、そういう場合は「その他」の事項で読んでいくことになるかと思いません。

それ以外にそういうことがあるかどうかというのは、これはちょっと具体的にケースが出ないとわからないんでございますが、ある場合もあるかということと申します。一般条項がついているわけと申します。

千葉景子君 連れ子の養子などはこういう「特別の事情」などにはかからないんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 審議の過程で、連れ子の問

題がかなり議論になったことがあるんですが、私どもは連れ子がいけないということも言い切れないんですが、連れ子はこの要件に当たるかどうかということにつきましては、さらにその先の子供の利益になるかどうかということも含めまして慎重に考えなければならぬんじゃないかということから、文言上入らないかと言われると、入る場合もあるかと思えますけれども、余り多くを期待してはいないわけでございます。

千葉景子君 一応形式的には該当するということでしょうか。あり得るといふことになるんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 連れ子の場合がこの「その他特別の事情」に該当するかと直接そう言われますと、そうは言い切れない、こういうことなんです、連れ子の中にそういう場合があるか、ある場合もあるかと言われると、絶対ないとは言いきれないという程度なんでしょうか。

す。

千葉景子君 ここでどどまっていますけれどもあれなものですから、次に、今度は養親、親の方の要件についてお尋ねしたいと思えます。

今回の法案によりますと、基本的に夫婦の共同縁組でなくてはいけないということでございます。配偶者のない者などは養親となることはできないわけですから、むしろ、不幸なお子さんがいまして、配偶者のないひとり者であるけれどもぜひ養親となって育てたいというケースでもあればこれは非常に喜ばしいことではないかというふうに思うわけなんです。そういう意味で、この夫婦共同縁組ということに限られた理由というのはどういふところにあるんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） これも議論が多いところでございますが、端的に結論を申し上げます、子供の福祉のためにそれが一番いいのではないかということで手がたくやっただけでございますが、それは外国の特別養子でも必ずしも夫婦でなければならぬというものばかりではござい

ません。

それから、御指摘のように、そういう好ましい親子関係ということも考えられないわけではないのでございますが、ただいまもお話に出ましたように、年をとって子供が欲しいと言われましても、それは子供の側から考えるのが子供の福祉でございますから、親の方が子供が欲しいということはちよつと二の次にしないといけないじゃないか。

それから、日本の場合には普通の養子がずっと未成年にいても並行してございますので、当面はそういう方で賄っていたらだいて、だんだんと考えていった方がいいんじゃないかといかということで、手がたくこういう結論になったわけでございます。

千葉景子君 非常に手がたくということ、縁組をする場合には普通以上にできるだけ幸せに条件がそろっている方がいいというようなことは、本当にこれは気持ちとしてはわかりますけれども、今一般の社会の中でも片親であるというケースもかなりあるわけです。しかも家庭というものが両親がそろっているにこしたことはないわけですから

ども、そうではなくても十分に幸せである、そういう生き方もある、そういう時代にもなってきたております。そういう意味では、ここは非常にかたくというんですが、少し柔軟にといいますか、前向きに考えていただきたいところなんです。今後、そのあたり少し検討なさるといふようなお気持ちはいかがでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 私どもは、この制度に限りませず養子一般の問題、身分法一般につきましてもそうでございますが、社会の情勢といえますか、国民の意識といえますか、そういうものの変化に対応して柔軟に考えていきたいとは思っております。

今、私どもがこの結論をとりましたのは、現段階において子供の利益ということを強調しますと、理想的な家庭というものを描いてそういうふうになったわけでございますが、これから長い間にそういう意識なり需要というものが変化していく場合にはそれに対応していろいろ検討していくべきことだと考えております。

千葉景子君 理想的な家庭像というものもだんだん変

化していくものでございますし、最近は、きのう離婚の判決なども出まして大分時代も変わってくるようでございますので、ぜひそのあたり考えていただきたいと思えます。

例えば、こういうケースなどがあり得るんじゃないかと思うんですね。夫婦の一方の嫡出子、それを単独でいわゆる養子縁組をする、配偶者の連れ子を養子にするというようなケースですね、こういうことも考えられる。そういうときですと、結局これは共同にはできませんといえますか、本当は単独で特別養子にしたいということもあり得るんじゃないかと思うんですね。こういうことはここから漏れてしまうということになるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

夫婦の片っ方の嫡出子を片っ方は特別養子ということはできるんでございます。それでよろしいでしょうか。

千葉景子君

それはどういう形でやり得るということになりますでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

ちょっと私の説明が不十分

であって申しわけないんですが、この提案しております特別養子の規定の八百七条の三の「養親となる者は、配偶者のある者でなければならぬ。」という次の二項に「夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子の養親となる場合は、この限りでない。」という、このただし書きで、原則は夫婦共同必要なんです。が、片っ方の子が嫡出子の場合、その一方の親がやる場合は一人でできるということになっております。

千葉景子君

では、この二項によって今私の出したような例は救済といえますか、されるということになりませんか。

政府委員（千種秀夫君）

さようでございます。

千葉景子君

次に、養親の年齢ですね、養親になれる年齢が二十五歳ということになっております。これにつきましても、やはり同じような疑問でございますけれども、普通、成人二十歳になれば一応完全な財産の管理能力というものも民法上認められている、社会的にも一定の自立し

た生活ができるという年齢でございます。この二十歳ぐらいで養親になれる年齢というふうにはできませんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

これもできないかと言われればできるかもしれないんですが、最大一番上の子供が六歳まででございますから、一番極端な例を申しますと二十歳の親が六歳の子を特別養子にするということも

出てくるわけございます。国によって十五歳以上とか、それ以上の年齢差ということを要件にしている国もあるわけですが、ある程度そういうことを考えますと余り近いのも好ましくない。したがって二十五歳なら六歳でも二十ぐらいは違うわけでございますし、もう一つは、今の私どもの社会の中で見ておりました、二十で結婚する人や、もっと若くて結婚される方もおりますけれども、どちらかというのと二十五歳ぐらい、これは一般の成人で言いますと、大学も出て就職もしてちょっと落ちついたかなという年でございます。そういう社会的にも精神的にも安定した成人であることがやはり子供の利益という観点から言えば好ましく

はないかということ、二十五歳という線が出てきたわけでございます。

ただ、それで両方が二十五歳以上でなきゃいかぬというのが二十五歳以上ならば片一方は二十歳以上でいいじゃないかということになったわけでございますから、結果として半分は先生の御要望に応じていることになりました。

千葉景子君

これも手がたくというような感じもしない

わけではありませんで、ただ、養親となる側も自分がふらふらしている状態で養親となろうということも余り考えられない。それから、家庭裁判所の手続も経るということがありますので、一応成人となっていることによって養親としての要件は満たすのではないだろうか、それほど弊害はないんじゃないだろうかというふうに私などは考えるわけで、むしろこれは法律としてはなかなか難しいところでございますけれども、上限といえますか、そういうこと、弊害の方がひょっとしたらあるのかなというような気もしないではないんですが、そのあたりはいかががでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 国によって親の年齢の上限のようなものも決めているところもあるようでございますが、私ども日本の場合は特別養子のほかに普通の養子がございませぬものですから、そこまでは考えなくてもよろしいんじゃないか。とりあえず、どちらかと言えば最低限の方が大事ではないかということの下の方だけを規定した次第でございます。

千葉景子君 これにつきましては、家庭裁判所の手続の中で、余りにもふさわしくない状況というのはそこでチェックをされるだろうというふうに思いますので、その点でとめておきたいと思ひます。

次に、特別養子縁組の手続でございますけれども、六カ月の試験養育ということが今回定められているわけですが、これはだれがどういう形でこの経過をいろいろ調査するのか。この辺の考えていらっしゃる実態を教えてくださいたいんですが。

政府委員（千種秀夫君） 例えば、典型的な例で里親なんという場合でございますと、これは既に教育が行われ

ているわけでございますが、これから申し立てようとする場合にはとにかく養親が申し立てるわけでございますが、一体その子供はどこにおいてどういう状態なんだということを探ねますと、ここにおいてこういうわけだと、それなら少し養ってみなさいということで、これは裁判所が命じるわけじゃなくて、事実関係を調査し、把握する前提としてそういうことを要件にしているわけでございますが、実際にそういう養育関係というものが開始されますと、これは家庭裁判所におきましては家庭裁判所調査官がその経過を観察するわけでございます。

その観察の仕方として親子関係、特に児童福祉の点からそれを判断する必要がある場合には児童相談所に対してその調査を委嘱する、お願いしているいろいろ観察していただく、その報告を受けるといふことも考えておりますし、また、児童福祉関係の施設に収容されていた子供につきましては、それなりの資料をお持ちでございますから、それもこちらに貸していただく、見せていただく、こういうことを考えまして、具体的にその厚生省の関係の方々とも

話をしてきたところでございます。

この具体的な手続は、この法案ができました後に、家事審判規則などによってそういう基本が定められる予定になっているというところでございまして、そのさらに運用につきましましては、それぞれの関係機関で通達その他でやっていただけてという見込みを持っております。

千葉景子君 基本的にはやはり家庭裁判所の調査官が基本になるということになるかと思うんですけども、先ほどからのお話ですと、特別に特別養子の申し立てが急にどっと来るというようなことはないかと思うんですが、この辺の人的手当てとか、そういうことについては問題はないかと思っております。

政府委員（千種秀夫君） これは、これからのPRということとも関連をいたしてくるわけでございますが、余り結構な制度ができたから皆さんおいでくださいというふうにやるわけにもいかないところがございまして、ある意味においては先生のような御心配も考えなければいけないかと思っております。ですから、定着していくまでの間にいろいろ

るな現象は起こってくるかと思いますが、私どもが今まで調査しております数字の中から考えてみますと、特別養子の要件に合致するような申し立ての数は年間にして五百ないし千ぐらいではなからうかと推測をしております。家庭裁判所の方でもそういうことについては以前から関心をお持ちでいろいろ感觸的な調査をしておられるように伺っておりますが、その程度でしたら裁判所全体に対して大きな負担になるということはないだろう、そういうふうに予測しております。

千葉景子君 基本的数から、推測されるような数からいきますとさほどの負担にならないかなというふうに思うんですが、これは期間六カ月というところで、その間にいろいろなやはり調査をしなければいけない。その親子関係がふさわしいかどうかを調べなければいけないとなる仕事としてはそう軽いものではないと思うんですね。そういう意味では負担がかなりかかってくるんじゃないかと思うんですけども、例えば調査官なり、そのあたりはどうでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　これは半分は、あるいはすべてかもしませんが、裁判所のことでございまして、私が答えてよろしいかどうかはわからないでございしますが、仕事の内容からいたしましたし一件といえども非常に重要な判断でございしますから、その担当者にとりましては負担はあるかと思ひます。問題は、全体としましてその件数、その中から負担がどういふふうになるかということであらうかと思ひますが、そういう意味ではさして大きな負担にならないだろうという予測をしているわけでございます。

千葉景子君　これは、ある意味ではこの制度が少し運用されてみないとその数とか、それから仕事の負担ですとかわかりにくい点があるかと思ひますが、このあたりもその状況を見て、ぜひ裁判所の方とも御検討を加えていただいて、人的にも非常に不足のないような手当てでやっていただきたいというふうに思ひます。

それでは次に、ここが非常に私もわからない、そしてちょっと難しいところかと思ひますけれども、今回の特別

養子につきましては父母の同意が要件とされているわけですね。同意というものが結局は親族関係を断絶させますね。今度、実親との関係ではその要件にもなるわけで、これまで民法の中では余り見当たらないような非常に新しい問題ではないだろうかというふうに思ひますが、これは一体どういう性格を持つ意思表示といひますか、ものなんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　御指摘のとおり、これは法理論的に、あるいは理論的な構造からいひますと新しい問題でございまして、理論的な問題はまた学者の方に考えていただかなければならない面もございしますが、この養子制度といふものは、古い養子制度はどちらかという契約型と申しますか、当事者が約束をして身分関係をつくるというところで、それが公益に關係がある、要するに人権に關係があるとか、国民の利益に關係があるということから家庭裁判所が関与する、そういう形になっておるわけでございますけれども、この特別養子といふのは専ら子の福祉のために親の意思を一応度外視して、一応でございしますが度外

視して、いわゆる国家宣言型と申しますか、裁判所あるいは国によりましては行政機関が養子を成立させる、形成させるというような、そういう仕組みになっておるわけでございますまして、ここに提案されております特別養子も家庭裁判所の審判によって成立させる、そういう意味では国家宣言型の養子でございます。

そういう意味では、親の同意というものは、その当事者の契約というような意味での意思表示とは違ひまして、結局は自分の身分関係に変更を生ずることについて、これは仕方がないから同意するという意味の、そういう養子の成立につきましては一種の条件になってきておるわけでございます。ですから、それは専ら同意をする実親の關係のある法律關係を放棄するといひますか、切られることに同意するという關係、そういう面だけで考えているわけでございますまして、子供の福祉の上で反対だとか、そういうようなことは余り考えられていない、それは意見としては申しませうけれども、そういうことではないわけでございます。したがひまして、この同意が得られないような場合に

は、結局同意がなくても審判ができるような仕組みになっているわけで、これは必ずしも絶対必要な要件ではないことになっております。

千葉景子君 この同意というのは、非常に大きな法的な効果といひますか、断絶ということをもたらしますので、非常に慎重な確認というものが必要なんじゃないかと思ふんですね。

現行の中でも、例えば、養子縁組をしたけれども、後から、いや養子に出すんじゃないかとか、取り戻したいというようなこともあり得るんじゃないかと思ふんです。現在の制度ですと、並列的に実親の方の關係も残っておりますからまだしも、今回の特別養子になりますとその關係が全く切られてしまう。後になって、いやそんなはずじゃなかったということになりましたも非常に困るわけで、この辺の手續、どういう形でその同意をとられるか、その方法ですね、これはどういう形で考えられていらっしやいますか。

政府委員（千種秀夫君） 特別養子の形成が審判で行われるわけでございますから、裁判所は結局その同意があ

るかということを確認しなければならなくなっています。そこで、その手続は、この法案が通りました場合には、家事審判規則で手続をつくりまして、どういう形の手続をとるかということが決まることになっているというふうに聞いております。恐らくは実親がいない場合もあるわけですが、実親がいない場合は直接その事情を聴取するということを保証するような手続になろうかと想像しております。

千葉景子君 要するに、裁判所に対して裁判官の直接の何というんでしょうね、同意を確認をするというようなことになるんでしょうか。それとも、書面なりで確認をとる、そのあたりは何か既に検討されているようなことはございますでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 今、裁判所当局で御検討の中身は、もちろん書面も出させるようでございますが、書面に基づいて本人を直接審尋して確かめる、こういうことを考えておられるようです。

千葉景子君 これはぜひ慎重な、後からトラブルがな

いような形が必要だろうというふうに思います。

それから、この同意をする時期ですが、例えば、こういう問題は未婚の母であるとか、あるいは何か非常に問題のある出産の直後であるとか、こういうようなことも考えられるわけです。そうなりますと同意の時期とか状態ですね、そういうことについても一定の配慮をしなければいけないこともあるんじゃないかと思うんですが、同意の時期などについては何かこれまでに検討されたり、考えていらっしゃるようなことはございますか。

政府委員（千種秀夫君） これは典型的な場合は同意書が最初の申し立て書についてくるんでございましょうけれども、六カ月という試験期間がございしますので、その間に十分熟慮期間といえますか、時間的な余裕はあるので、結局は審判の確定するまでに同意が得られれば手続上は有効であろう、こういうふうに考えております。

したがって、それまでに撤回ということもあり得るわけでございますし、裁判所はその期間にやはりそれだけの慎重な配慮をして、同意の真意を確認するようにされると期

待しておるわけです。

千葉景子君　そうなりますと、試験養育の期間に限定されるのかどうか、同意の撤回ということも認められると
いうことになりましょうか。それからいつまで撤回を許す
か、こういう問題はどうかでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　御指摘のとおりでございます
して、私どもも撤回するような場合もあり得るといふ
に考えておりますが、撤回がいつまでできるかとい
いますと、やはりこれは審判の効力との関係で、審判確定の時期
までであると考えております。

千葉景子君　わかりました。これは何となく一番問題
が起こりそうな箇所なものですから、ぜひ慎重に願
いしたいと思います。

この同意なんです、父母の同意を要しない特別な事情
というようなことがあるわけですけれども、これは意思を
表示できない、それから「父母による虐待、悪意の遺棄そ
の他養子となる者の利益を著しく害する事由」ということ
になるわけですが、これはどういうケースが考えられます

でしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　このただし書きでございま
すが、「意思を表示することができない場合」は、もちろ
んいないときはできませんので、それは当然といたしまし
ても、いないといっても死んでいない場合と、どこかへ消
えてしまった場合、これもできないわけございま
す。それから、精神異常ということももちろん考えられま
す。心神喪失者、こういう者はできないということになり
ます。それから「虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の
利益を著しく害する事由」というのは、要するに親がわが
まま、実際の客観的な状況からすると無理であつて、同
意をしない、それは考え方によると非常に危険な判断がさ
れるのではないかと思われませんが、例えば、典型的なこ
とを申しますと、子供が施設に入れられるというような場合
とかなり重複してまいりますけれども、暴力団が未成年の
娘を強姦して生まれてしまった子供がいるとか、そういう
ときに親が同意しない、こう言われますと、これはちゃん
と親として義務を果たさないのにと、こういうことになつ

てくるわけでございます。それは個々の具体的な例を考え
てみますと、これは慎重な判断が必要でございますが、仮
に「悪意の遺棄」といって、捨て子になりますと「悪意の
遺棄」でございましょうけれども、また拾ってきて、どう
しても自分がやると言った場合にはまた考えなければなり
ませんし、なかなか難しいんですが、その同意が客観的に
見て権利の乱用であるというふうに見られる、そういうこ
とであろうかと思ひます。

千葉景子君 不同意が権利の乱用ということござい
ましようか。

政府委員（千種秀夫君） さようでございます。

千葉景子君 例えば、親が二人、実親という形であり
ますけれども、一人だけではどうしても不同意である、こ
れはもう本当に客観的に見ても、勝手なことを言ってお
る、子供にとってはそれが大變利益を害するであろうとい
うふうな、こういうケースはどう考えていいんでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） この場合は一人ずつについ
てこのただし書きを考えていけばよろしいかと思ひます。

すなわち、一人が同意し、一人が不同意のその不同意がた
だし書きに該当すれば、両方同意が調ったというふうに見
るわけでございます。

千葉景子君 わかりました。

今の同意の問題とかかわりまして、今回の特別養子とい
うのは、実親と子供の関係が断絶をする。これは全く子供
の方はこれに関与しないわけですね、意思を表示するとい
うことはありませんので。結局、子供の意思を全く入れず
に実親との断絶を図るわけですけども、身分関係という
のは一応親族法の中でも血族を基本としております。それ
については例外といひますか、非常に特別な扱いになるか
と思うんですが、これについては非常にやはり問題が残さ
れるんじゃないだろうかと思うんですが、いかがなもので
しょうか。

政府委員（千種秀夫君） すべて仰せのとおりでござ
いまして、今後どういう問題が起こるかということもこれ
は十分監視しなければいけないんでございますが、しか
し、そういうことを踏まえてこの制度ができたということ

を考えます場合に、なぜそうなったかということ申し上げますと、結局、身分関係というものは自然的な血縁関係を基礎としてできているわけですが、現在の社会制度としての身分関係というのは法律で定めたものではないから、具体的に申しますと、血がつながっているけれども身分関係がないという現象は、現行法のもとでもいろいろあるわけでございます。認知をしない非嫡出子というのは親子関係はないわけでございますし、法律制度が社会の制度としてこれで行くべきだということは血縁とそごしても制度の趣旨を貫く、こういう考えで、この特別養子の制度が考えられてきたわけでございます。そういう意味で、一応割り切って踏み切ったということにはなるわけでございます。

ただ、そこへ踏み切るまでの間の批判と申しますか、反対と申しますか、それには根強くその血縁関係に基づいた立場からの議論がございます。そういう意味から、また、この制度ができたからといってその血縁関係を社会的にも全く抹殺して無視した方がいいという議論ではございませ

んで、血がつながっていれば子供が探索して、実の親に会いたいということも出てまいりましょうし、現に近親婚の制限というのは縁が切れてもあるわけでございますし、またかなり要件は厳しいんですが、離縁ということも認められておるわけですから、そうしますと、もとへ戻るという可能性もやはりあるわけでございます。切れたということが法律的、社会的に全く無意味になったかというは無意味になっているわけでもないわけでございます。そういう意味で一応割り切った、こういうことになろうと思えます。

千葉景子君 確かに、法的にそう定めたからそうなんだと言ってしまうとそれとおりになんですけれども、結局、実親に対する相続の権利でありますとか、扶養の権利だとか、認知に関する件とかいろいろなもの全部消滅してしまふ、それを全く回復するといえますか、関与できる余地がないということになるわけですね。

例えば、成年後に特別養子であるということがわかりますね。そういうときに、全くこういう関係について口出しができぬということはいかがなものなんでしょうか。その

辺やはり子供の権利といいますが、一人の人間の権利を奪うという意味では若干簡単過ぎるような気はするんですけども、いかがでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）　もちろん、そういう御意見もございまして、考えようによってはそういうことも言えるわけですが、子供が大人になって、世話になった親を捨てて、世話にならない親の方へ帰るといのは場合にによってはわがままということにもなりかねないわけでもございまして、これは問題は、大人になろうとなるまいと、先ほど申しましたように、実の親がわかってはいけないということではございせんから、戸籍の上でもまたそれがたどれるようにはしてあるわけでもございまして。そういうことで、わかった血縁の親に対して孝養を尽くすということがあってもまたこれおかしくないことでもございまして。ただ、財産が欲しいからとか、あるいは財産を目当てにとかいうことになってまいりますと、これは特別養子をつくる制度の趣旨ということとも関連いたしまして、実方との関係を常に維持するということがこの特別養子の趣旨に

反する。要するに、親は一人であることを建前にして子供の監護、養育をしていこうというのが特別養子の趣旨でございましてから、実方がいつでも復活して何か利害関係が生ずるといことは、それだけ養親子関係の精神状態を不安定にするわけでもございまして。実方から逆に何か金銭的な要求が出てくる場合もございまして。相続権だけではないくて、関係者からあちらは裕福に暮らしておるから何かしてくれという第三者のいろいろな要求が入ってくることも考えられるわけでもございまして。そういうことを切っていくというのが特別養子の趣旨でございましてから、できたものはなるだけ実親、要するに、嫡出子と同じ関係で考えていこう、そういうことになってまいりますと、実際の親子の間で、親が憎いからもう縁を切ろうと思っても切れないわけでもございまして、隣がお金持ちだからその財産を欲しいと言ってもやっぱりもらえないわけですから、そこは割り切った以上は、余り過去のことを振り返らないようにし方がいいんじゃないかと、まあどっちかというところもございまして。え方でこの特別養子制度ができていっているわけでもございまして。

千葉景子君

実の親子関係というのは、これは基本がもう血縁を基本にしてそこは切れないものですから、そこでいろいろな問題が起こっても、それと法的な関係というのは同レベルには論じられないんじゃないかと思うんですね。実親の方の財産を目当てにとかそういうことを抜きにしまして、やはりこれは権利の問題として基本的な、もともとは持っていた権利、これを普通ですと、本人が放棄をするとか、意思を表示して関与できるということであればいいんですが、これは全くそういう機会もないということになりますので、どうもこのあたりが子の意思といいますが、小さいうちは養育という観点からできるだけ外野からのつまらない声が聞こえない方がいいということもあるろうとは思いますが、成年後などにはそういう問題もなくなってくるわけで、そこで、自分の関与しないうちに全くそういう権利が剝奪されていたということもあるわけですね。こういうことが若干、ちょっと私もどうももう一つ納得がいけないというところなわけです。

これは、離縁も原則として認められませんので、例え

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

ば、養親との間で破綻が生じたような場合とか、何か問題が起こらないとも限らないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

その辺が難しいところでございまして、特別養子の要件に、要するに、成立のための要件に該当するということになりますと、実親の方がそういうふうな後でいいことばかり出てくるというのは余りないだろう、そういうことが予測されたら特別養子を許すべきではないだろう、こういうような要件との裏返しの問題が実は絡んでくるわけでございます。

そういう意味から、大人になったときに実親の方に関係を戻した方がいいというような例は非常に少ないということとをまず考えているわけでございます。しかし、そういうことを言いついても、やはり実親の関係を復縁する方がいいという場合があったとき困る。そういう議論がありまして、当初は余り考えていなかった離縁ということも入れたわけございまして、その離縁の中に、実親の方が出てきて、そっちの方が監護、養育のためにいい。一方、養親子

関係の方はいろいろと虐待などがあってよくない。こういう場合には離縁ができるというふうにしておりますから、そういうふうには該当する場合には離縁によって今御指摘のような問題は解決されると思います。しかし、そうでないとき、要するに、実親はあらわれない、財産だけ残ったというような場合に、その財産をよそへやっちゃうよりはこの子にやった方がいいというような議論は実はないわけではないのでございますけれども、そういうことは余りないだろうということと、あっても余りそれにこだわりますとよくないんじゃないかというようなことからこういう結論になっているわけでございます。

ただ、私考えられますことは、先ほどから申し上げておりますように、身分関係の法律というのは実際にやってみてみんながどういふふうになっていくかということを見きわめませんと、余り予測だけでいろんなことができないということがあります。これからやる場合、六歳未満の子が養子になって成人してといいますと十四年かかりますから、十四年の間観察してそういう問題が出てきましたら、

これはまあそのときに考えてもまだ間に合うんじゃないか、そういうふうにも考えております。

それから、離縁でなく、実親子関係がそのまま切れてしまつて養親子関係がうまくいかない場合どうするかという事になってまいりますが、これは実子と同じように考えていくわけですから、実子関係で親が非常によくない場合はどうするかということになりますと、親権を剝奪して後見人をつけるとか、児童相談所をお願いしてそういう福祉関係の御指導を受けるとか、さらにはよそへ養子にやるとか、特別養子も含めまして、そういう形で実子の場合とは処理されていくはずでございます。したがって、それと同じようにということになりますと、やはり同じように考えていけばよろしいんじゃないか、そういうふうには考えているわけでございます。

千葉景子君 御説明いただくことは本当によくわかるわけで、ただ基本的な権利だということ、私も、ちょっと簡単に法的に奪ってしまうことがいかなものか、そういう疑問が残るわけです。これは、とりわけ成年に達した

場合は。

後にも伺うんですが、解消ですね。離縁の問題ともかわるだろうというふうに思うんですね。結局、離縁自体も今回の法案では非常に限定をされている。そして、実親との関係も、片方ではもう一切断絶をさせられてしまう。両方から見ても、子供が自分の意思を関与させられる余地というのほとんどないわけですね。この制度自体が子の利益を図っているものですから、極端な不利益が起こるといふようなことは余りないとは思いますが、こういう側面から不利益が起こらないことを私も望むわけで、ぜひこのあたりも、その十四年間ということになりますが、その間にもできるだけ考えて、常に目を凝らしていただきたいというふうに思います。

時間も余りないものですから、あと残されたところは別といたしました。一つだけ離縁について伺っておきたいというふうに思います。この離縁についてなんですけれども、これも今の議論とかかわりますが、成年に達した後です。もう少し柔軟な扱いがなされてもいいんじゃないか

ろうかなというふうに思うんですね。あくまでも実子と同じように考えるといいますが、やはり養子なわけございまして、そういう意味では成年後の離縁といふのはもう少し要件を広げてもよろしいんじゃないか。特に、実親の監護要件、これは成年になると無関係じゃないかというふうに思うんですね、独立の人間になりますし。ここはいかがでしょうか。

政府委員（千種秀夫君）

子供の福祉、子供の監護、

養育ということが柱になっているのでございますから、成立の場合と裏腹に離縁についてもそういう要件が入ってきているわけでございますので、これは成人になりますと、普通の場合は監護、養育ということはございませんで、成人になった場合には、原則としてこういう要件は当てはまらないことになってまいります。

ただ、まあ、例外といいますがとちょっと例外過ぎるかもしれないんですが、要するに、精神状態が不安定、そういう精神病者ということだとして考えられるわけでございます。それから、精神状態でなくても、やはり監護、養育をする

ような身体障害ということも考えられるわけでございますが、全くないということではないのでこういうことになっておるわけでございます。実際にはほとんどないと思えます。

千葉景子君 実際にはないといえますか、この監護要件というのは成年になった場合は、原則としては要らないということと解釈してよろしいんですか。

政府委員（千種秀夫君） ちょっと裏返しでございますが、成年になってしまいますと、監護、養育する必要がないので離縁はできないという方へ解釈するわけでございます。

千葉景子君 そうすると、成年になりますと離縁ということはあり得ないということですね。——わかりました。この特別養子で離縁があり得るといいますか、認められるというのは未成年の間に限られるということですか。

政府委員（千種秀夫君） 普通の場合はそういうことになりません。普通でない場合として、成年になっても監護を要するような精神異常とかあるいは身体障害とかという

場合もあり得るだろうということでございますが、それは例外として考えられるということでございます。

千葉景子君 何度も済いません。確認をさせていただくんですが、そうすると成年になってもそういう特別な状況がありまして、これはいずれにも該当するわけですから、養親の方では面倒を見られないと、しかしながら実父母の方で相当の監護をすることができるということがあれば成年後でも離縁を認めるということですね。

政府委員（千種秀夫君） さようでございます。千葉景子君 成年後の離縁というのは限られた場合になるというふうに八百七条の十というのは解釈をするということでしょうか。

政府委員（千種秀夫君） 仰せのとおりでございます。

千葉景子君 ちょっと時間がないものですから、あと大分積み残しがありますので、後日に回します。

委員長（三木忠雄君） 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

2

養子制度の改正に関する中間試案

第一 特別養子制度の新設について

一 特別養子制度の概要

未成年者養子縁組の特別類型として、次のような概要の特別養子（仮称）制度を設けるものとする。

(イ) 特別養子縁組は、未成年者のうち低年齢の者につき、その者の利益のため特に必要があると認められる場合に限り、成立させることができるものとする。

(ロ) 特別養子縁組は、養親となる者の申立てに基づき、家庭裁判所が、相当期間の試験養育を経て、審判により成立させるものとする。

(ハ) 特別養子縁組の成立により、特別養子は、養親の嫡出子たる身分を取得するが父母及びその親族との法律関係は、婚姻障害を除き、消滅するものとする。

(ニ) 特別養子縁組については、離婚を認めないが、家庭裁判所は、特別の事由がある場合、特別養子縁組の廃止の審判をすることができるものとする。

(ホ) 特別養子の戸籍については、特別養子縁組の効果を表す記載方法を考慮するものとする。

二 特別養子の要件

1 年齢要件

特別養子は、縁組の申立て当時、六歳未満の者に限る

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

ものとする。

ただし、六歳に達する前から養親となる者により継続して監護養育を受けていた者については、六歳に達した後もなお一定の期間内は縁組の申立てをすることができるとする。

(別案)

特別養子は、縁組の申立て当時、一二歳未満の者に限るとする。

2 要保護要件

制限をせず、家庭裁判所の判断に委ねるものとする。

(別案)

特別養子は、父母による監護養育が不能又は著しく困難である者に限るとする。

三 養親の要件

1 夫婦共同縁組

配偶者のない者は養親となることができず、夫婦が共同で養親となるものとする。

(別案)

配偶者のない者も養親となることができ、配偶者のある者は、その配偶者の同意を得たときは、単独で養親となることができるとする。

(注) 夫婦の一方の嫡出子を特別養子とすることの可否

及びそれを可とする場合には、夫婦が共同して養親

となるものとするか、又は他の一方が単独で養親となるものとするかについては、なお検討する。

2 養親の年齢及び特別養子との年齢差

養親となる者は、二五歳以上で、かつ、特別養子となる者より二〇歳以上年長でなければならぬものとする。

ただし、家庭裁判所は、養親となる者が二五歳未満である場合又は年齢差が二〇歳未満である場合でも、特別養子となる者の利益のために相当であると認めるときは、縁組を成立させることができるものとする。

(別案)

制限をせず、家庭裁判所の判断に委ねるものとする。

3 その他の要件

養親となる者の婚姻期間、実子又は養子の有無などについては、制限をせず、家庭裁判所の判断に委ねるものとする。

四 特別養子縁組の方式・手続

1 縁組の成立

縁組は、家庭裁判所の審判により成立するものとする。

2 縁組の斡旋手続の前置

縁組の申立てをするには、一定の親族間の縁組の申立てをする場合を除き、児童相談所における縁組の斡旋手

続を経るものとする。

3 申立権者

縁組の申立ては、養親となる者がこれを行うことができるものとする。

4 同意権者

縁組の成立には、特別養子となる者の父母、後見人及び父母が未成年であるときは父母の法定代理人の同意を要するものとする。

ただし、同意権者がその意思を表示することができないときその他特別の事情があるときは、同意を要しないものとする。

(注) 同意の方式、同意の時期の制限、養親名を知らない

でする同意の可否、同意の撤回とその制限などについては、なお検討する。

5 試験養育

家庭裁判所は、縁組の申立てがあつたときは、原則として、相当期間(例えば、六月以上)の試験養育を経た後に審判をするものとする。

(注) 家庭裁判所は、誠験養育期間中、養育状況等について調査を行うものとし、児童相談所に対し必要な調査

を委嘱することができるものとする。児童相談所は、縁組の斡旋をした場合には、誠験養育期間中も養親となる者に対し、養育につき指導するものとする。

6 審判の判断基準

家庭裁判所は、特別養子となる者の利益のため特に必要があると認めるときは、縁組の審判をするものとする。

7 審判及び不服申立て

縁組申立事件についての審判は、家事審判法九条一項の甲類審判とし、これに対しては、即時抗告をすることが出来るものとする。

五 特別養子縁組の効果

1 養親及びその親族との関係

縁組の成立の時から、特別養子は、養親の嫡出子たる身分を取得し、養親及びその親族との間に親子関係、親族関係が生ずるものとする。

2 父母及びその親族との関係

縁組の成立の時から、特別養子と父母及びその親族との間の親子関係、親族関係及びそれから生ずる権利義務関係は、消滅するものとする。

ただし、七三四条ないし七三六条の適用については、親子関係、親族関係があるものとする。

3 戸籍の記載

特別養子の戸籍については、縁組の効果を表すような記載方法を考慮するものとする。

(例えば、特別養子の戸籍の身分事項欄には、縁組事項、入籍事項の記載をするが、養父母欄を設けないで、

民法の一部改正の概要と若干の資料(小野)

父母欄に養父母の氏名を記載し、続柄も実子に準じた記載をする。)

六 特別養子縁組の解消

1 離縁の禁止

特別養子縁組については、離縁を認めないものとする。

(注) 養親子関係の破綻により、縁組の継続が特別養子の利益にとつて有害であるときは、親権喪失の宣告、里親等への委託、再縁組等の措置をとるものとする。

2 縁組の廃止

家庭裁判所は、特別の事由があるときは、当事者、利害関係人又は検察官の申立てにより、縁組の廃止の審判をすることが出来るものとする。

(例えば、次のいずれかるときは、縁組の廃止の審判をすることが出来る。

(イ) 縁組の継続が特別養子の利益にとつて有害であると認められ、かつ、実父母の双方若しくは一方による監護養育が相当であると認められるとき。

(ロ) 縁組の成立要件の違反又は手続における重大な瑕疵があつたことが認められるとき。)

(注) 縁組の廃止の事由、審判の申立権者、申立時期の制限、審判手続などについては、なお検討する。

七 特別養子縁組の廃止の効果

1 養親及びその親族との関係

縁組の廃止の時から、特別養子と養親及びその親族との間の養親子関係、親族関係及びそれから生ずる権利義務関係は、終了するものとする。

ただし、七三六条を準用し、親族関係終了後も同条の定める関係者間では婚姻をすることができないものとする。

2 実父母及びその親族との関係

縁組の廃止の時から、それまで消滅していた特別養子と実父母及びその親族との間の親子関係、親族関係が再び生ずるものとする。

第二 現行養子制度の改正について

一 配偶者のある者の縁組〔七九五条、七九六条の改正〕

1 養親となる場合

配偶者のある者は、その配偶者とともになければ、養親となることができないものとする。ただし、次のいずれかのときは、この限りでないものとする。

(イ) 配偶者の子と縁組をするとき。

(ロ) 養子となる者が成年に達している場合において、配偶者の同意を得たとき。

(ハ) 配偶者がある意思を表示することができない場合その他特別の事情がある場合において、家庭裁判所の許

可を得たとき。

(別案)

配偶者のある者は、その配偶者の同意を得たときは、単独で養親となることができるものとする。ただし、次のいずれかのときは、配偶者の同意を要しないものとする。

(イ) 配偶者の子と縁組をするとき。

(ロ) 配偶者がある意思を表示することができない場合その他特別の事情がある場合において、家庭裁判所の許可を得たとき。

2 養子となる場合

配偶者のある者は、その配偶者の同意を得たときは、単独で養子となることができるものとする。

ただし、次のいずれかのときは、配偶者の同意を要しないものとする。

(イ) 配偶者の父又は母と縁組をするとき。

(ロ) 配偶者がある意思を表示することができない場合その他特別の事情がある場合において、家庭裁判所の許可を得たとき。

二 離縁

1 夫婦共同縁組の場合の離縁〔八一一条の改正〕

共同して縁組をした養親夫婦は、婚姻継続中は、夫婦の双方が当事者とならなければ離縁をすることができな

いものとする。

ただし、次のいずれかの場合は、各別に離縁をすることが出来るものとする。

(イ) 養子が成年に達しているとき。

(ロ) 養子が未成年である場合において、家庭裁判所の許可を得たとき。

(別案)

共同して縁組をした養親夫婦が婚姻継続中であつても、各別に離縁をすることが出来るものとする。

2 死後離縁〔八一一条六項の改正〕

八一一条六項を、「縁組の当事者の一方が死亡した後生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。」と改めるものとする。

(別案)

死後離縁の規定を廃止して、家庭裁判所の許可を前提とする親族関係終了の意思表示の制度に改めるものとする。

3 裁判離縁〔八一四条一項の改正〕

八一四条一項二号を、「他の一方の生死が三年以上明かでないとき。」と改めるものとする。

三 縁組解消による復氏と続称〔八一六条の改正〕

八一六条に二項として、「縁組後相当期間（例えば、七

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

年）を経過した養子が離縁によつて縁組前の氏に復した場合は、離縁の日から三月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができる。』旨の規定を設けるものとする。

四 その他の検討課題

1 子の氏の変更〔七九一条一項〕

父母が縁組、離縁その他の事由により氏を変更したため未成年の子がその父母と氏を異にすることとなつた場合などには、その子は、家庭裁判所の許可を得ないでも、届出により、その父母の氏を称することができるように、七九一条一項を改正するかどうかについては、なお検討する。

2 親権者でない父母の同意権〔七九七条〕

親権者の変更を回避するための未成年者縁組を制限する方策として、親権者でない父又は母が子の縁組につき同意権を有するように、七九七条を改正するかどうかについては、なお検討する。

3 民法の一部を改正する法律案要綱（昭和六二年二月二六

日法制審議会総会決定）

第一 養子縁組の要件

一 夫婦共同縁組

1 配偶者のある者が養子となるには、その配偶者とともに縁組をすることを要しないものとし、配偶者のある者が成年に達した者を養子とする場合も、同様とするものとする。

2 配偶者のある者が未成年者を養子とする場合においても、配偶者の嫡出である子を養子とするとき又は配偶者がその意思を表示することができないときは、その配偶者とともに縁組をすることを要しないものとする。

二 配偶者の同意

配偶者のある者が縁組するには、その配偶者の同意を得なければならぬものとする。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでないものとする。

三 代諾縁組の場合の監護者の同意

法定代理人が養子となる者に代わつて縁組の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあらざるときは、その同意を得なければならないものとする。

第二 養子縁組の取消し

一 配偶者の同意を欠く縁組の取消し

1 第一、二に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができないものとする。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでないものとする。

する。

2 詐欺又は強迫によつて縁組の同意をした者は、その縁組の取消しを裁判所に請求することができるものとする。ただし、その者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでないものとする。

二 監護者の同意を欠く縁組の取消し

1 第一、三に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができないものとする。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでないものとする。

2 第二、一、二は、第一、三の同意に準用するものとする。

三 縁組の取消しによる復氏等

第四、五は、縁組の取消しに準用するものとする。

第三 縁組後の養子の氏

婚姻によつて氏を改めた者が養子となつた場合には、民法第八百十条の規定に優先して同法第七百五十条の規定を適用するものとする。

第四 離縁

一 死後離縁

養親は、養子が死亡した後においても、家庭裁判所の許可を得て、離縁をすることができるものとする。

二 夫婦共同離縁

養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならぬものとする。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでないものとする。

三 離縁の届出の受理

離縁の届出は、第四、二にも違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができないものとする。

四 離縁の訴え

養子は、養親の生死が三年以上明らかでないときにおいても、離縁の訴えを提起することができるものとする。

五 離縁後の養子の氏

1 養子は、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をしたときは、離縁によつて縁組前の氏に復しないものとする。

2 縁組の日から七年を経過した後に離縁によつて縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができるものとする。

第五 特別養子

一 特別養子縁組の成立

1 家庭裁判所は、次の二から六までの要件があるときは、養親となる者の請求により、特別養子縁組を成立させることができるものとする。

2 1の請求をするには、民法第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しないものとする。

二 夫婦共同縁組

1 養親となる者は、配偶者のある者でなければならぬものとする。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができないものとする。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子以外の養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでないものとする。

三 養親となる者の年齢

二十五歳に達しない者は、養親となることができないものとする。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達している場合において、他の一方が二十歳に達しているときは、この限りでないものとする。

四 養子となる者の年齢

第五、一の請求の時に六歳に達している者は、養子となることができないものとする。ただし、その者が八歳未満であつて、六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合は、この限りでないものとする。

五 父母の同意

縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬものとする。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、

この限りでないものとする。

六 特別養子縁組の必要性

縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させることができるものとする。

七 考慮すべき事情等

1 縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならぬものとする。

2 1の期間は、第五、一の請求の時から起算するものとする。ただし、その時の前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでないものとする。

八 実方血族との親族関係の終了

1 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、縁組によつて終了するものとする。ただし、第五、二2ただし書の場合における養親の配偶者及びその血族との親族関係については、この限りでないものとする。

2 1により親族関係が終了した後も、民法第七百三十四条及び第七百三十五条を適用するものとする。

九 離縁

1 次の各要件がある場合において養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、縁組の当事者を離縁させる

ことができるものとする。

(一) 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

(二) 実父母が相当の監護をすることができること。

2 離縁は、1による場合に限り、これを行うことができるものとする。

十 実父母等との親族関係の回復

養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずるものとする。

第六 子の氏の変更

父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合において、父母が婚姻中であるときは、子は、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができるものとする。

第七 家事審判法及び戸籍法の改正

民法の改正に伴い、家事審判法及び戸籍法に所要の改正を加えるものとする。

第八 経過措置

改正法施行前三月以内に離縁をし、又は養子縁組が取り消された場合における第四、五2の適用については、その届出の期間は、改正法施行の日から三月以内とするものとする。

4 特別養子の戸籍の取扱いの概要（昭和六二年二月一七日

民事行政審議会決定）

第一 縁組

一 届出人

縁組の裁判が確定した場合の届出義務者は、裁判を請求した者とする。

二 戸籍の処理

1 原則（縁組により養子が養親の戸籍に入籍する場合）

縁組の届出により、養子について従前の本籍地に養親の氏で新戸籍を編製した上、直ちに同戸籍から養親の戸籍に養子を入籍させるものとする。

2 例外（縁組前から養子が養親の戸籍に在籍している場合）

縁組の届出により、養子について養親の戸籍中従前の部分を消除した上、同戸籍の末尾に養子を記載するものとする。

三 縁組事項の記載

1 縁組事項は、養子の身分事項欄に記載し、養親の身分事項欄には記載しないものとする。ただし、養子が外国人の場合は、養親の身分事項欄に記載するものとする。

2 養親戸籍に入籍し、又はその戸籍の末尾に記載される

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

養子の身分事項欄の縁組事項は特別養子の本旨を考慮し、例えば、「民法〇〇〇条による裁判確定」の記載により縁組の成立を間接的に表わすものとし、「養子縁組」等の文字は用いないものとする。

(注) 「民法〇〇〇条」は、特別養子縁組の成立を規定する条文である。

四 父母欄、父母との続き柄欄の記載

縁組後の養子の父母欄には養父母の氏名を記載し、父母との続き柄欄には養父母との続き柄を「長男（女）」、「二男（女）」等の例により嫡出子と同様の振り合いで記載するものとする。

第二 離縁

一 届出人

離縁の裁判が確定した場合の届出義務者は、裁判を請求した者とする。

二 戸籍の処理

1 離縁の届出により、養子が復氏する場合は実方戸籍に復籍し、実方戸籍が既に除かれている場合又は新戸籍編製の申出があつた場合は、新戸籍を編製するものとする。

2 縁組により除籍された戸籍に復籍する場合及び離縁後も縁組により末尾に記載された戸籍に在籍する場合を除き、実親との親子関係が回復したことを明らかにするため縁組事項の記載のある縁組前の戸籍にも離縁事項を

記載するものとする。

三 離縁事項の記載

離縁事項は、養子の身分事項欄にのみ記載するものとする。ただし、養子が外国人の場合は、養親の身分事項欄に記載するものとする。

5 児童の養子縁組に関するヨーロッパ協定（一九六七年

四月二四日にストラスブルにて採択）

前文

欧州会議を構成する諸国とこの協定の署名者は、欧州会議の目的が構成諸国間のより緊密な結合を実現することにあること、特にその社会的進歩を促進するためであることを考慮し、欧州会議の全構成国の法律に子の養子縁組制度が存在するにかかわらず、これらの国の養子縁組を支配する諸原則に見解の相違があり、そのため養子縁組の手続と養子縁組の法律上の諸効果に相違があることを考慮し、児童の養子縁組に関する共通の原則と共通の取扱いを承認することが、これらの相違から生ずる困難を取り除くと同時に、養子となる児童の利益を増進することを可能にすることを考慮し、次のとおり協定した。

第一部 誓約と適用範囲

第一条 各締約国は、この協定の第二部の諸規定に自国の法

律を適合させることを保証し、かつ、その目的のためにとられた諸施策を欧州会議の事務総長に通告することを誓約する。

第二条 各締約国は、この協定の第三部に列挙された諸規定を考慮に入れることを誓約し、かつ、これらの諸規定のうちいづれかの規定を施行し、あるいは施行後その施行を廃止するときは、欧州会議の事務総長にその旨を通告すべきものとする。

第三条 この協定は、専ら、児童の養子縁組についての法律上の制度に限られる。児童とは、養親が縁組の申し立てをするときに、一八歳未満で未婚又は結婚の経験がなく、かつ、成年の擬制を受けない者をいう。

第二部 本質的規定

第四条 養子縁組は、司法当局又は行政当局（以下「権限のある当局」と称する）によつて、宣告された場合に限り、有効である。

第五条 1 養子縁組は、本条第二項ないし第四項の要件に従うほか、少なくとも次号の(a)(b)に定める同意が与えられ、かつ、その同意が撤回されない場合に限り宣告されるものとする。

(a) 母の同意。子が嫡出であるときは、その上に父の同意。同意をすることができる父も母もないときは、この件につき親権を行使する資格を有するすべての個人若しくはすべての機関の同意。

(b) 養親の配偶者の同意。

2 権限のある当局には、次号の(a)(b)に定める権限は認められない。

(a) 第一項に定められた者のうちの一人であつても、その者の同意を得ることを免除すること。

(b) 第一項に定める個人又は機関の同意の拒否を、法律によつて定められた特別の理由ある場合を除いて、これを無視すること。

3 父又は母が、子に対する親権を剝奪されているか若しくは養子縁組に対する同意権を剝奪されている場合は、それらの者の同意が不要であることを、立法によつて予め定めおくことができる。

4 子の縁組に対する母の同意は、出産後法律の定める期間が満了した場合にのみ受理されるものとし、その期間は六週間未満であつてはならないものとする。期間の定めがないときは、母親が出産とその結果から十分に回復したものと権限のある当局が判断した場合に限り、その同意が受理されるものとする。

5 本条において父又は母とは、法律上児童の父母である者をいう。

第六条 1 立法によつて、婚姻をしている二人の者〔夫婦〕に限つて子との縁組を認めることができ、又はそれらの者が同時に共同して、あるいは順次に若しくは個別的に縁組することができるものと定めることができる。配偶者

のない者が、養親となる場合についても同様である。

2 児童が次の一又は数箇の場合に該当するときに限り、法律により子の新しい養子縁組〔転縁組〕を認めることができる。

(a) 養親となるべき者が自己の配偶者の養子と縁組する場合。

(b) 従前の養親が死亡している場合。

(c) 従前の養子縁組が廃止された場合。

(d) 従前の養子縁組が消滅した場合。

第七条 1 前述の縁組目的達成のために設けられた最低年齢に養親が達していなければ、児童を養子とすることはできないものとする。その最低年齢は、二一歳より少なく、又三五歳を越えないものとする。

2 ただし、次の場合は、右の最低年齢要件に違反する可能性もありうるので、立法によつて、予めその除外例を定めおくことができる。

(a) 養親が児童の父又は母であるとき。

(b) 特別の事由があるとき。

第八条 1 権限のある当局は、養子縁組が児童の利益を保障するものと確信した場合に限り、縁組の宣告を行うものとする。

2 権限のある当局は、縁組の宣告に当たつて、いかなる場合においても、養子縁組が子に安定と調和のある家庭を与えることになるように、その点を特に重視するものとする。

こと。

3 権限のある当局は、養親子間の年齢差が通常の親子間の年齢差より低い場合には、前記の諸要件を充足しているものとは、原則としてみなさないものとする。

第九条 1 権限のある当局は、養親と児童及び児童の家族に関して、適切な調査をした後でなければ養子縁組を宣告しないものとする。

2 調査は、各場合につき適切な範囲でなされなければならないものとし、特に次の事項についてなされること。

(a) 養親の人物と健康並びに経済的状态、その家庭の生活と家庭の状況並びに児童を養育する能力。

(b) 児童を養子にしようとする養親の動機。

(c) 夫婦の一方だけが児童との養子縁組を申し立てる場合は、他方配偶者が共同して縁組を申し立てない理由。

(d) 児童と養親との相互の適合と児童が養親の監護に委託された期間。

(e) 児童の性格と健康。法律によつて禁止されている場合を除いて、児童の過去の素行。

(f) その養子縁組に対する児童の感情。

(g) 養親の宗教と児童の宗教（ただし、その必要がある場合）。

3 この調査は、法律によつて承認された者若しくは法律によつて承認された機関に委託されねばならないものとする。こと、又は司法当局若しくは行政当局によつてその調査の

実行が承認されねばならないものとする。この調査は、できるだけこの分野での養成教育と経験により資格を取得したソーシャル・ケースワーカーによつて、行わなければならないものとする。

4 本条の規定は、この調査の対象となつたか否かを問わず、権限のある当局があらゆる情報や証拠を入手する権限と義務に何ら影響を与えるものではなく、また権限のある当局がそれらの情報や証拠を有効であるとみなす権限と義務に対しても、同様に、影響を与えるものではないものとする。

第一〇条 1 養子縁組は、嫡出子に対する父又は母の権利義務と全く同一の構利義務を、養子に対する関係において養親に与えるものとする。

養子縁組は、父又は母に対する嫡出子の権利義務と全く同一の権利義務を、養親に対する関係において養子に与えるものとする。

2 本条第一項の権利義務が発生した時から、養子とその父若しくは母との間に、又は養子とすべての個人若しくは機関との間に存在していたこれと同一の権利義務は、消滅するものとする。ただし、養子が養親の配偶者の嫡出でない子若しくは養子であるときは、その配偶者が養子に対して有していた自己の権利義務を保持することを、立法によつて予め定めおくことができるものとする。

その他、児童に対する扶養義務つまり児童を養育し、自

立させ、若しくは児童に財産を支給する義務の一つでも養親が履行しないときは、この義務をその父母に存続させることを法律上できるものとする。

3 養子は、養親の氏を取得することができ、又は養子自身の氏を付加することが、原則として、できるものとする。

4 法律上の血族が、児童の財産に対する使用収益権を有するときは、本条第一項の規定にかかわらず、養子の財産に対する養親の使用収益権は、法律によつて制限されることのできるものとする。

5 相続に関しては、父又は母の相続において、法律が嫡出子に与えている権利と同一の範囲内において、養子は養親の嫡出子であつたものとして取り扱われるものとする。

第一条 1 単身者による養子縁組の場合において養子が養親の国籍を有しないとき、又は夫婦による縁組において養子が養父母の共通の国籍を有しないときは、右の単身の養親又は養父母が所属する締約国は、児童による養親の国籍の取得を容易にすること。

2 養子縁組の結果、国籍を喪失することになるか否かは、新たに占有又は取得する国籍のいかんによるものとする。

第二条 1 同一の養親が、養子とすることのできる児童の数を、立法によつて制限されることはないものとする。

民法の一部改正の概要と若干の資料（小野）

と。

2 児童を養子にしようとする者が、すでに嫡出子を有していること、あるいは嫡出子を有するに至るであろうということとを理由として、養子縁組を立法で禁止されることはないものとする。

3 当該養子縁組が、子の法的地位を改善することになるときは、自己の非嫡出子を養子にすることを、立法によつて禁止してはならないものとする。

第一三条 1 養子が成年に達しない間は、重大な理由ある場合に、司法当局若しくは行政当局の決定によつてのみ養子縁組を廃止しうるものとし、かつ、このような理由による縁組の廃止は、専ら法律によつて認められている場合に限るものとする。

2 前項の規定は、次の場合には、関係がない。

(a) 養子縁組が、無効であるとき。
(b) 養親が養子を認知したために、養子縁組が終了したとき。

第一四条 この協定第八条ないし第九条の適用に係る調査が、他の締約国の領土内に居住している者若しくは居住していた者に関係がある場合は、当該締約国は、請求のあつた必要な情報を遅滞なく与えるために、その入手に努力すること。そのために、関係諸当局は、相互に、直接通知できるようにすること。

第一五条 児童を養子縁組のために引渡すことから生ずる一

切の不当な利得を禁止するために、必要な諸規定を設けるものとする。

第一六条 各締約国は、養子のためにより有利な諸規定を、採用できる権能を保持するものとする。

第三部 補足規定

第一七条 養子縁組は、縁組が宣告されていれば当事者間につくられていた諸関係を権限のある当局が合理的に評価することのできるだけの十分な期間、養親の監護下に児童が委託されていた場合に限り、宣告することができるものとする。

第一八条 当局は、児童を養子にしようとする者、あるいは子を養子にしようとする者、援助や助言を求めることのできる公立又は私立の施設「機関」の設置を促進し、かつ、その適切な運営を監視するものとする。

第一九条 養子縁組の社会的側面と法律的側面のソーシャル・ワーカーの養成計画が、重要な役割をもつものとするべきこと。

第二〇条 1 場合によつては、養親の身元を、児童の家族に知らせなくても、養子縁組をすることができる旨の諸規定を、設けることができるものとする。

2 養子縁組の手続が、非公開でなされることを要求することのできるための規定、若しくはそれが認められる旨の規定を、設けることができるものとする。

3 養親と養子は、公の身分登録簿の抄本を、受け取ること

ができるものとする。ただし、その抄本の内容は、養子の出生の事実、出生の日、出生場所を証明するが、養子縁組の事実や実親の身元については、これを明示しないことができるものとする。

4 公の身分登録簿又は少なくともその記載事項の謄本には、正当な利益を有しない者は、ある人が養子であるという事実を知ることができないようにすること。あるいはその事実が知られているときは、その人の実親の身元を知られないようにすることができるものとする。

第四部 最終規定

第二一条 1 この協定は、欧州会議を構成する諸国による署名のために開放される。この協定が、批准又は承認されたときは、批准書又は承認書は、欧州会議事務総長のもとに寄託される。

2 この協定は、批准又は承認の第三番目の文書の寄託の日より、三か月後に効力を生ずる。

3 この協定は、今後、批准又は承認する全署名国に対しては、その批准書又は承認書の寄託後、三か月後に効力を生ずる。

第二二条 1 この協定が効力を生じた後、欧州会議の閣僚委員会は、欧州会議のあらゆる非構成国に対して、この協定に加入するよう勧誘することができる。

2 加入は、加入書を欧州会議事務総長のもとに寄託することによつてこれをなし、その効力は、加入書を寄託した日

より三か月後に生ずる。

第二三条 1 この協定のいずれの締約国も、署名の時又は批准書・承認書若しくは加入書の寄託の時に、この協定の適用される地域を指定することができる。

2 この協定のいかなる締約国も、批准書・承認書若しくは加入書の寄託の時に、あるいはその後いかなる時においても、欧州会議の事務総長に声明書を送付することにより、その声明書に指定された他のいかなる地域にも、この協定の適用を拡大することができる。しかしてその地域については、その締約国が国際的諸関係を保障し又はその地域のために必要な規定を定める資格が与えられる。

3 前項の規定に従つてなされた声明書は、その声明書に指定されたいかなる地域についても、これを撤回することができる。ただし、この協定第二七条に定める要件に従うことを要する。

第二四条 1 立法上一種以上の養子縁組の形式を定めるいかなる締約国も、この協定第一〇条第一項・第二項・第三項及び第四項の規定、並びに第一二条第二項及び第三項の規定の定める形式のうち、一種の養子縁組のみに限つて、これを適用する権能を有するものとする。

2 右の権能を行使する締約国は、署名の時、若しくは批准・承認・加入の時、又はこの協定第二三条第二項による声明をするときに、欧州会議事務総長にその旨を通告するものとし、又この権能の行使についてその該当する諸条項を

指示するものとする。

3 右の締約国は、右の権能の行使を自ら終了することができる。ただし、その旨を、欧州会議の事務総長に通告することを要する。

第二五条 1 いかなる締約国も、署名の時若しくは批准書・承認書若しくは加入書の寄託の時、又はこの協定の第二三条第二項の規定に従つて声明をするときに、この協定の第二部の諸規定について、最大限二箇の留保を表明することができる。

ただし、性格全体を留保することは認められず、又いかなる留保も、それぞれ一条項のみに限られる。

各留保は、この協定の施行後五年間は、当該締約国について、その効力を有する。ただし、当該締約国は、各期間の満了前に、欧州会議事務総長に声明書を送付することによつて、この五年の存続期間を引き続き更新することができる。

2 いかなる締約国も、前項により自ら表明した留保の全部又は一部を撤回することができる。ただし、撤回は欧州会議事務総長に声明書を送付することによつてこれをなし、その効力はその声明書の受領の日に生ずる。

第二六条 いかなる締約国も、第一四条に定める請求を伝達することのできる諸当局の名称と住所を、欧州会議事務総長に通知しなければならない。

第二七条 1 この協定は、存続期間の制限なしに、その効

力を有する。

2 ただし、いかなる締約国も、右の期限に関しては、欧州会議事務総長に通告することにより、この協定を破棄することができる。

3 破棄は、事務総長による通告の受領の日から六か月後に効力を生ずる。

第二八条 欧州会議の事務総長は、この会議の構成国並びにこの協定に加入するすべての国に対して、以下の事項についてこれを通告する。

- (a) すべての署名。
- (b) すべての批准書、承認書又は加入書の寄託。
- (c) 第二一条の規定によつて、この協定の効力の生ずる日。
- (d) 第一一条の規定の適用によつて受領されたすべての通告。
- (e) 第二條の規定の適用によつて受領されたすべての通告。
- (f) 第二三条第二項及び第三項の適用によつて受領されたすべての声明。
- (g) 第二四條第二項及び第三項の規定の適用によつて受領されたすべての情報。
- (h) 第二五條第一項の規定の適用によつて表明されたすべての留保。
- (i) 第二五條第一項の適用によつてなされたすべての留保

の更新。

(j) 第二五條第二項の規定によつてなされたすべての留保の撤回。

(k) 第二六條の規定の適用によつて表明されたすべての通告。

(l) 第二七條の規定によつて受領されたすべての通告、及び破棄の通告が効力を生ずる日。

以上の証拠として、下名は、正当に権限を与えられて、この協定に署名した。

一九六七年四月二四日にストラスブールで、ひとしく正本であるフランス語及び英語によつて本書二通を作成した。そのうち一通は、欧州会議の記録保管所に寄託する。

(中川高男 明治学院大学法学部教授・訳)

6 ドイツ民法第四編親族法(抄)

第二章 血族

第八節 養子縁組

一 未成年者の縁組

第一七四一条〔縁組の要件〕 (一) 養子縁組は、養子となる者の福祉に役立つ、かつ、養親となる者と養子となる者との間に親子関係の発生することが期待されるべき場合に、許される。

(一) 夫婦は共同して養子をすることができる。配偶者のある

者は、自己の非嫡出子又は配偶者の子を、単独で養子とすることができる。配偶者のある者は、また、その配偶者が行為無能力者又は制限行為能力者であるため養子をするこ

とができないときにも、単独で養子をすることができる。

(二) 婚姻をしていない者は単独で養子をすることができる。

非嫡出子の父又は母はその子を養子とすることができる。第一七四二条〔転縁組の禁止〕 養子は、縁組関係が存在するかぎりには、養親の生存中は養親の配偶者だけがこれを養子とすることができる。

第一七四三条〔養親の年齢要件〕 (一) 夫婦による縁組の場合には、夫婦の一方は二五歳に、他の一方は二一歳に達していなければならない。

(二) 単独で養子をしようとする者は二五歳に達していなければならない。

(三) 自己の非嫡出子又は配偶者の子を養子としようとする者は二一歳に達していなければならない。

(四) 養親は完全な行為能力者でなければならない。第一七四四条〔縁組前の試育期間〕 縁組は、原則として、養親となる者が養子となる者を相当な期間養育してきたときに、言い渡されるべきものとする。

第一七四五条〔子の利益の配慮〕 縁組は、養親となる者の子若しくは養子となる者の子の利益と著しく対立するとき又は養子となる者の利益が養親となる者の子によつて危う

くされる恐れのあるときは、言い渡すことが許されない。財産法上の利益は決定的となるべきでない。

第一七四六条〔養子となるべき者の同意〕 (一) 縁組には養子となる者の事前の同意が必要である。行為能力の子または一四歳未満の子については、その法定代理人だけが事前の同意を与えることができる。その他の場合には、養子となる者が自ら事前の同意を与えることができる。この場合にはその法定代理人の同意を必要とする。

(二) 養子となる者が一四歳に達しており、かつ、行為無能力者でないときは、その者は、縁組の言渡しが生ずるまでの間は、後見裁判所に対して、事前の同意を撤回することができる。この撤回は公の文書によつてなされなければならない。法定代理人の同意は必要としない。

(三) 後見人又は監護人が正当な理由なく事前の同意を拒むときは、後見裁判所はこれを補充することができる。

第一七四七条〔父母の同意〕 (一) 嫡出子の縁組にはその父母の事前の同意が必要である。

(二) 非嫡出子の縁組にはその母の事前の同意が必要である。第三者による非嫡出子の縁組は、父がその非嫡出子につき嫡出宣告又は養子縁組を申し立てるときは、言い渡されるべきでない。ただし、母がその非嫡出子を養子とするときは、このかぎりではない。非嫡出子の父は、右の申立てをすることを放棄することができる。放棄の意思表示は公正証書により作成されなければならない。放棄の意思表示

は撤回することができない。第一七五〇条を、第四項第一文を除いて、準用する。

(三) 事前の同意は、養子となる者が生後八週間に達した後に、これを付与することができる。事前の同意は、その同意をする者がすでに特定されている養親の名を知らないときにも、有効とする。

(四) 父母の一方が継続してその意思を表示することができず又はその者の現在所が継続して明らかでないときは、その者の事前の同意はこれを必要としない。

第一七四八条〔父母の一方の同意の補充〕 (一) 後見裁判所は、養子となる者の父母の一方が養子となる者に対する義務に著しくかつ継続して違反している場合又は養子となる者に無関心であることがその者の行動から明らかである場合において縁組の放置が養子となる者にとつて過度の不利益をもたらすべきときは、養子となる者の申立てに基づき、その父母の一方の事前の同意を補充することができる。義務違反は継続的ではないが特に重大であり、かつ、養子となる者を父母の一方の保護下に置くことが継続的に期待できないときにも、事前の同意を補充することができる。

(二) 無関心ではあるが継続した重大な義務違反はない場合には、父母の一方が少年庁から事前の同意の補充がなされる可能性のあることについて教示を受けかつ少年保護法第五条a第一項による助言を受け、かつ、右の教示後少なくとも三月経過するまでは、事前の同意を補充することが許

されない。右の期間は教示中において示されるべきものとする。父母の一方が新たな連絡場所を示さずに現在所を変え相当な調査をしたにかかわらず三月間少年庁にその現在所が明らかとならなかつたときは、教示を必要としない。この場合において右の期間は、教示及び助言のため又は現在所の調査のため少年庁がした最初の行為とともに、開始する。右の期間は、養子となる者の出生後五月以内は経過しない。

(三) 事前の同意の補充は、父母の一方が特に重大な精神障害のため養子となる者の監護及び教育を継続してすることができないとき並びに縁組が放置された場合には養子となる者が家族内において成育することができず、その結果、その子の発展が重大な危険にさらされるべきときにも、これを行うことができる。

第一七四九条〔配偶者の同意〕 (一) 配偶者のある者による単独の養子縁組にはその配偶者の事前の同意を必要とする。後見裁判所は、養親となる者の申立てに基づき、事前の同意を補充することができる。縁組が配偶者および家族の正当な利益と対立するときは、事前の同意を補充することは許されない。

(二) 配偶者のある者を養子とするには、その配偶者の事前の同意を必要とする。

(三) 配偶者が継続してその意思を表示することができず又はその者の現在所が継続して明らかでないときは、その者の

事前の同意はこれが必要としない。

第一七五〇条〔同意の表示〕 (一) 第一七四六条、第一七四七条及び第一七四九条による事前の同意は、後見裁判所に對して表示されるべきものとする。この表示は公正証書により作成されなければならない。事前の同意は、後見裁判所に到達した時に、効力を生じる。

(二) 事前の同意は、条件付き又は期限付きで付与することはできない。事前の同意は撤回することができない。第一七四六条第二項の規定に影響を与えるものではない。

(三) 事前の同意は代理人によつて付与することはできない。事前の同意をする者が行為能力に制限を受けているときも、その法定代理人の同意を必要としない。第一七四六条第一項第二文及び第三文の規定に影響を与えるものではない。

(四) 事前の同意は、縁組申立てが取り下げられ又は縁組が拒絶されたときは、その効力を失う。父母の一方の事前の同意は、それが効力を生じた後三年以内に養子縁組がなされなかつたときにも、その効力を失う。

第一七五一条〔親権と扶養義務の停止〕 (一) 縁組に対する父母の一方の事前の同意とともに、その父母の一方の親権は停止する。養子となる者と面接交渉する権能を行なうことは許されない。少年庁が後見人となる。ただし、父母の他の一方が親権を単独で行なうとき又はすでに後見人が任命されているときは、このかぎりでない。監護が開始して

いるときは、これに影響を与えるものではない。後見裁判所は、少年庁に對し、後見開始に関する証明書を遅滞なく付与しなければならない。第一七九一条は適用しない。

(二) 第一項の規定は、配偶者のある者がその配偶者の子を養子とする場合における配偶者には適用しない。

(三) 父母の一方の事前の同意がその効力を失つた場合において子の福祉に反しないときは、そのかぎりにおいて、後見裁判所は親権をその父母の一方にゆだねなければならない。

(四) 養子となる者の父母が必要とされる事前の同意を付与しかつ養子となる者が縁組の目的で養親となる者の保護下に置かれた時から、養親となる者は、養子となる者の血族に先だち、養子となる者に扶養を与える義務を負う。配偶者のある者がその配偶者の子を養子とするときは、養子となる者の父母が必要とされる事前の同意を付与しかつ養子となる者が夫婦の保護下に置かれた時から、夫婦は、養子となる者のその他の血族に先だち、養子となる者を扶養する義務を負う。

第一七五二条〔後見裁判所による裁判、(その)申立〕 (一) 養子縁組は、養親となる者の申立てに基づき、後見裁判所によつて言い渡される。

(二) 縁組申立ては条件付き若しくは期限付きで又は代理人によつてこれをすることはできない。縁組申立ては公正証書によつてなされなければならない。

第一七五三条〔死亡後の縁組〕 (一) 縁組の言渡しは、養子となる者の死亡後は、これをするができない。

(二) 養親となる者の死亡後は、養親となる者が縁組申立てを後見裁判所に提出していき又は公正証書による申立書の作成に際し若しくはその作成の後にその公証人に縁組申立ての提出を委託していたときにかぎり、縁組の言渡しをすることができる。

(三) 養親となる者の死亡後に縁組が言い渡されたときは、その縁組は死亡前になされた縁組と同一の効力を有する。

第一七五四条〔養子の地位〕 (一) 夫婦が養子をしたとき又は夫婦の一方が他の一方の子を養子としたときは、その子は夫婦共同の嫡出子たる法的地位を取得する。

(二) その他の場合には、子は養親の嫡出子たる法的地位を取得する。

第一七五五条〔従来の実方血族関係の消滅〕 (一) 縁組とともに、養子及びその直系卑属と従来の血族との血族関係並びにその血族関係から生じた権利及び義務は消滅する。養子の請求権で縁組までに生じたもの、なかんずく年金、孤児手当及びその他類似の定期給付請求権は、縁組によつて影響を受けない。ただし、扶養請求権についてはこのかぎりでない。

(二) 夫婦の一方が他の一方の非嫡出子を養子とするときは、父母の他の一方とその血族とに対する関係においてのみ血族関係が消滅する。

第一七五六条〔実方血族関係の存続〕 (一) 養親が養子と二又は三親等の親族関係にあるときは、養子及びその直系卑属と養子の父母との血族関係並びにその血族関係から生じた権利及び義務だけが消滅する。

(二) 配偶者のある者がその配偶者の嫡出子を養子とする場合において配偶者の前婚が死亡によつて解消しているときは、その死亡した父母の一方の血族に対する関係では血族関係は消滅しない。

第一七五七条〔養子の氏〕 (一) 養子は、出生名として、養親の家族名を称する。第一三五五条第三項により婚姻名に前置された氏は家族名とみなさない。養子の以前の出生名が婚姻名となつているときは、養子の配偶者が事前の同意(第一七四九条第二項)に際し氏の変更を同意していたときにかぎり、氏の変更は婚姻名に及ぶ。第一六一七条二項ないし第四項を準用する。養親の家族名が変更するときも同様である。

(二) 後見裁判所は、著しく重大な事由のため養子となる者の福祉にとつて必要であるときは、養親となる者の申立てに基づき、養子となる者の事前の同意を得て、縁組の言渡しと同時に、養子となる者の名を変更し、これに新しい名を付加し又は養子となる者の新しい家族名に従来の家族名を付加することができる。第一七四六条第一項第二文及び第三文を準用する。

第一七五八条〔公表並びに詮索の禁止〕 (一) 縁組のなされ

たこと及び縁組の事情を明らかにするうえに適當な事實は、養親及び養子の同意なくしてこれを公けにし又は詮索することが許されない。ただし、公益上特別な理由からこれを必要とするときはこのかぎりでない。

(二) 第一七四七条により必要とされる事前の同意がなされたときは、第一項を準用する。後見裁判所は、父母の一方の事前の同意の補充を求める申立てがなされたときは、第一項の効果が発生する旨を命ずることができる。

第一七五九条〔離縁〕 縁組関係は、第一七六〇条及び第一七六三条の場合にかぎり、廃止することができる。

第一七六〇条〔離縁原因〕 (一) 縁組関係が養親となる者の縁組申立てなしに、養子となる者の事前の同意なしに又は父母の一方に必要とされる事前の同意なしに創設されたときは、その縁組関係は、申立てに基づき後見裁判所によつて廃止することができる。

(二) 縁組申立て又は事前の同意は、次の場合にかぎり、無効とする。

(a) 表意者が表意時において意識不明若しくは一時的精神錯乱状態にあつたとき、縁組申立人が行為無能力であつたとき又は行為無能力若しくは一四歳未満の子が自ら事前の同意を与えたとき

(b) 表意者が養子縁組であることを知らなかつたとき、これを知つていた場合であつても縁組申立てをし若しくは縁組に対する事前の同意をする意思のなかつたとき又は

養親となる者が養子となる者の身上について若しくは養子となる者が養親となる者の身上について錯誤をしてい
たとき

(c) 表意者が本質的な事情に関する詐欺により意思表示したとき

(d) 表意者が強迫により意思表示したとき

(e) 表意者が、第一七四七条第三項第一文中に定められて
いる期間の経過前に、事前の同意をしたとき

(三) 縁組関係は、表意者が、行為無能力、意識不明、精神錯乱若しくは強迫状態の止んだ後、錯誤に気付いた後又は第一七四七条第三項第一文中に定められている期間の経過後に、縁組申立て若しくは事前の同意を追完したとき又は縁組関係の維持されるべきことを承認したときは、これを廃止することはできない。第一七四六条第二項第二文、第三文、第一七五〇条第三項第一文、第二文を準用する。

(四) 本質的な事情に関する詐欺を理由とする縁組関係の廃止は、詐欺が養親となる者若しくは養子となる者の財産関係に関するものであつたとき、又は、詐欺が申立権者でも事前の同意権者でもなくかつ縁組仲介の権能をも有しない者によつて、縁組申立権者若しくは事前の同意権者の知らない間になされていたときにも、これをするとはできない。

(五) 縁組の言渡しに際し父母の一方が継続してその意思を示すことができず若しくは父母の一方の現在所が継続し

て明らかでない旨誤認された場合においてその父母の一方が事前の同意を追完したとき又は縁組関係の維持されるべきことを承認したときは、縁組関係は廃止することができない。第一七五〇条第三項第一文及び第二文の規定を準用する。

第一七六一条「離縁の禁止、子の福祉の危殆化」 (一) 縁組言渡しの時に事前の同意を補充する要件が備わつていたとき又は縁組廃止申立てに関する決定をする時にこれが備わつていたときは、必要な事前の同意が追完されないこと又は第一七六〇条第二項によつてこれが無効であることを理由として縁組関係を廃止することはできない。この場合には、第一七四八条第二項による教示又は助言がなされなかつたことは障害とならない。

(二) 縁組関係の廃止によつて養子の福祉が著しく危うくなるときは、縁組関係を廃止することは許されない。ただし、養親の重大な利益のため縁組の廃止を必要とするときは、このかぎりでない。

第一七六二条「離縁の申立権者、申立期間」 (一) 縁組申立て又は事前の同意なしに縁組がなされた場合には、縁組申立てをしなかつた者又は事前の同意を与えなかつた者だけが縁組廃止を申し立てることができる。行為無能力又は一四歳未満の養子及び行為無能力の養親については、その法定代理人だけが廃止申立てをすることができる。その他の場合には、代理人によつて廃止申立てをすることはできない。

い。廃止申立権者が行為能力に制限を受けているときも、その法定代理人の同意を必要としない。

(二) 廃止申立ては、縁組後三年を経過するまでは、一年以内にかぎりこれを行うことができる。この期間の開始時は次のとおりとする。

(a) 第一七六〇条第二項(a)の場合には、表意者が少なくとも制限行為能力を取得した時又は行為無能力の養親又は一四歳未満若しくは行為無能力の養子の法定代理人が意思表示のなされたことを知つた時

(b) 第一七六〇条第二項(b)及び(c)の場合には、表意者が錯誤又は詐欺について知つた時

(c) 第一七六〇条第二項(d)の場合には、強迫状態が止んだ時

(d) 第一七六〇条第二項(e)の場合には、第一七四七条第三項第一文中に定められている期間の経過した時

(e) 第一七六〇条第五項の場合には、父母の一方がその事前の同意なくして縁組がなされたことを知つた時

消滅時効に関する第二〇三条、第二〇六条の規定を準用する。

(三) 廃止申立ては公正証書により作成されなければならない。

第一七六三条「職権による離縁」 (一) 養子が未成年の間は、著しく重大な事由があるため縁組関係の廃止が養子の福祉にとつて必要であるときは、後見裁判所は職権により

縁組関係を廃止することができる。

(二) 夫婦が養子をしたときは、夫婦の一方と養子間の縁組関係を廃止することもできる。

(三) 次のいずれかの場合にかぎり、縁組関係を廃止することが許される。

(a) 実方の父若しくは母が又は第二項の場合には夫婦の他の一方が養子の監護及び教育を引き受ける用意があり、かつ、その者による親権の行使が養子の福祉と対立しないとき

(b) 縁組関係の廃止により新たな縁組が可能となるとき

第一七六四条「離縁の効果」 (一) 縁組の廃止は将来に對してのみ効力を生ずる。後見裁判所が、養親の申立てに基づきその死亡後に又は養子の申立てに基づきその死亡後に、縁組関係を廃止したときは、その廃止は養親又は養子の死亡前になされた縁組の廃止と同一の効力を有する。

(二) 養子縁組の廃止とともに、その縁組によつて創設された養子及びその直系卑属と従来の血族との血族関係並びにその血族関係から生じた権利及び義務は消滅する。

(三) それと同時に、養子及びその直系卑属と養子の実方の血族との血族関係並びにその血族関係から生じた権利及び義務は、親権を除いて、復活する。

(四) 後見裁判所は、養子の福祉に反しないときはそのかぎりにおいて、実父母に親権を再度ゆだねなければならぬ。それ以外の場合には、後見裁判所は後见人又は監護人を任

命する。

(四) 縁組関係が夫婦について存在する場合において縁組の廃止が夫婦の一方についてのみなされたときは、第二項の効果は養子及びその直系卑属と縁組を廃止した夫婦の一方及びその血族との間にのみ発生する。第三項の効果は発生しない。

第一七六五条「離縁後の氏」 (一) 養子縁組の廃止とともに、養子は養親の家族名を出生名として称する権利を喪失する。養子の直系卑属については第一六一七条第二項及び第四項を準用する。第一七五四条第一項の場合において夫婦の一方に對する縁組関係だけが単独で廃止されたときは、第一文は適用しない。出生名が養子の婚姻名になつてゐるときは、その婚姻名に影響を与えることはない。

(二) 縁組によつて得た家族名を称することに養子が正当な利益を有するときは、後見裁判所は、養子の申立てに基づき、養子とその家族名を称すべき旨を、縁組の廃止とともに命ずることができる。第一七四六条第一項第二文、第三文を準用する。

(三) 縁組によつて取得した氏が婚姻名になつてゐる場合において夫婦共同の申立てがあるときは、後見裁判所は、養子が縁組前に称していた出生名を夫婦の婚姻名とすべき旨を、縁組の廃止とともに命じなければならない。養子の直系卑属については第一六一七条第二項、第四項を準用する。

第一七六六条〔養親と養子との婚姻〕 養親が、婚姻法上の規定に反して、養子又はその直系卑属と婚姻をしたときは、婚姻の締結とともに、縁組によつて当事者間に創設された法律関係は廃止される。婚姻が無効宣告を受けたときも同様である。第一七六四条、第一七六五条は適用しない。

二 成年者の縁組

第一七六七条〔成年者養子の認容〕 (一) 成年者は、倫理的に正当とされるときは、養子となることができる。養親となる者と養子となる者との間にすでに親子関係が存在しているときは特に倫理的に正当とされるべきものとする。

(二) 成年者の縁組については、以下に別段の規定のないかぎり、未成年者の縁組に関する諸規定を類推適用する。

第一七六八条〔縁組申立て〕 (一) 成年者の縁組は養親となる者と養子となる者との申立てに基づき、後見裁判所によつて言渡される。第一七四四条、第一七四五条、第一七四六条第一項、第二項、第一七四七条は適用しない。

(二) 養子となる者が行為無能力者であるときは、その法定代理人だけが縁組申立てをすることができる。養子となる者が行為能力に制限を受けているときも、自ら縁組申立てをすることができる。この場合にはその法定代理人の同意を必要とする。

第一七六九条〔子の利益の配慮〕 成年者の縁組は、養親となる者の子又は養子となる者の子の利益と著しく対立する

ときは、言渡すことが許されない。

第一七七〇条〔縁組の効力〕 (一) 成年者の縁組の効力は、養親の血族には及ばない。養親の配偶者は養子と、養子の配偶者は養親と、姻族にならない。

(二) 本法に別段の定めないかぎり、養子およびその直系卑属とそれらの者の血族との血族関係から生じた権利及び義務は縁組によつて影響を受けない。

(三) 養親は、養子の実方の血族に先だち、養子及び直系卑属に扶養を与える義務を負う。

第一七七一条〔離縁〕 後見裁判所は、重大な事由があるときは、養親及び養子の申立てに基づき、成年者について創設された縁組関係を廃止することができる。その他の場合には、縁組関係は、第一七六〇条第一項ないし第五項の規定の類推適用によつてのみ廃止することができる。養子の事前の同意は養子の縁組申立てと読み代える。

第一七七二条〔未成年者縁組への移転〕 後見裁判所は、次のいずれかの場合には、養親となる者及び養子となる者の申立てに基づき、成年者の縁組の言渡しと同時に、縁組の効果は未成年者又は近親の未成年者の縁組に関する諸規定(第一七五四条ないし第一七五六条)に従う旨定めることができる。

(a) 養子となる者の未成年の兄弟姉妹がすでに養親となる者の養子となつていたりとき又は同時に養子となるとき

(b) 養子となる者が未成年の時以来養親となる者の家庭内

へ収養されていたとき

(c) 養親となる者が自己の非嫡出子又は配偶者の子を養子とするとき

かかる場合には、縁組関係は第一七六〇条第一項ないし第五項の規定の類推適用によつてのみ廃止することができる。養子の事前の同意は養子の縁組申立てと読み代える。

(太田武男・京都大学名誉教授、佐藤義彦・同志社大学教授共訳)

7 戸籍届出事件数調べ

戸籍届出事件数

年度	種別		
	養子縁組(件)	養子離縁(件)	入籍(件)
五一	八六、三五八	一四、四一七	八一、一九五
五二	八七、六九〇	一四、七三三	九〇、九三七
五三	八七、三二〇	一四、七五二	九五、九〇〇
五四	八九、五四六	一五、四八三	一〇一、四二五
五五	八九、五二二	一五、七五〇	一一〇、二三二
五六	九二、二三三	一七、三一四	一二二、二三〇
五七	九二、一〇四	一七、七四一	一三一、八二五
五八	九一、一二六	一九、一二六	一四五、五六四
五九	九〇、七二四	一九、二六五	一四一、九六七
六〇	九一、一八六	一八、七二八	一三五、一五九

(注) 本表は、会計年度による。

8 家庭裁判所の子の氏の変更及び未成年者の養子縁組についての許可事件数調べ

家庭裁判所の子の氏の変更及び未成年者の養子縁組についての許可事件数

年	子の氏の変更についての許可事件数							未成年者の養子縁組の許可事件数						
	種別	総数(件)	認容(件)	却下(件)	取下げ(件)	移送(件)	その他(件)	総数(件)	認容(件)	却下(件)	取下げ(件)	当然終了(件)		
五一		八一、〇四九	八〇、二四二	五七	七三七	〇	一三	六、一六二	五、四七八	四二	六三一	一一		
五二		九一、四〇〇	九〇、六六四	四九	六七七	二	八	五、八〇五	五、一九九	二八	五六七	一一		
五三		九六、二七六	九五、五六九	四六	六三八	一一	一二	五、〇一一	四、四四五	二四	五二六	一六		
五四		一〇一、七七一	一〇一、〇七一	四五	五九〇	四	七	四、五三二	三、九九〇	二二	五二二	八		
五五		一〇九、八五二	一〇九、二二二	三三	五九六	五	六	四、〇五〇	三、五二二	三八	四七八	一二		
五六		一二〇、五四一	一一九、九六八	三六	五二七	五	五	三、九二五	三、三七六	三一	五〇二	一六		
五七		一三一、二五三	一三〇、七八二	四〇	四三〇	〇	一	三、六四一	三、一五〇	三〇	四四六	一五		
五八		一四五、〇九六	一四四、五八三	三九	四六七	〇	七	三、四九五	二、九八九	三一	四六七	八		
五九		一四七、五三三	一四七、〇八六	三七	四〇八	一	一	三、四一四	二、九〇八	三〇	四六八	八		
六〇		一三七、〇四八	一三六、五七三	二一	四四七	〇	七	三、〇三三	二、六一四	二三	三八八	八		

(注) 本表は、司法統計年報により作成した。